

TAC税理士講座

2024年合格目標

上級・速修(1月)コース

消費税法

CONSUMPTION TAX

1回体験講義用テキスト



034-0879-1006-17



回数	教材	テーマ	テキスト	トレーニング	理論マスター	理論ドクター
第1回	講義 ①-1	適格請求書等保存方式 (その1) 課税の対象 定義	P. 1 ~ P. 58	問題1 ~ 問題6	1-1 1-2 3-3 5-2 5-3	P. 2 ~ P. 6 P. 140 ~ P. 145 P. 154 P. 155
第2回	上級演習① ー通信答案提出回ー (理論) 定義 (計算) 総合問題 講義 ①-2	非課税 免税 理論対策講義	P. 59 ~ P. 112	問題7 ~ 問題16	1-3 1-4 1-5	P. 7 ~ P. 31
第3回	講義 ②-1	課税の対象 課税標準及び税率 個人事業者 仕入れに係る消費税額の控除 (原則) 適格請求書等保存方式 (その2)	P. 113 ~ P. 179	問題17 ~ 問題27	1-1 2-1 2-2	P. 66 P. 67 P. 82 P. 83
第4回	上級演習② (理論) 課税標準、税率 (計算) 総合問題 講義 ②-2	仕入れに係る消費税額の控除 (原則) 適格請求書等保存方式 (その3)	P. 180 ~ P. 204	問題28 ~ 問題30	3-1 3-2 3-3 5-3	P. 76 ~ P. 79 P. 84 P. 146 ~ P. 149 P. 151 ~ P. 153

(巻末付録) ① リバースチャージ等 ② 改正カレンダー ③ 計算パターン (割戻し計算)
④ 総合計算問題答案記入上のポイント ⑤ 申告書等

テーマ番号	テ ー マ	テキスト				
		上級	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4
		速修	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8
課税の対象	1	課税の対象の概要	●			
	2	国内取引の課税の対象	●			
	3	輸入取引の課税の対象	●			
非課税	4	国内取引の非課税	●			
	5	輸入取引の非課税	●			
免税	6	免税取引	●			
納税義務	7	納税義務者			●	●
	8	小規模事業者に係る納税義務の免除			●	
	9	課税事業者の選択			●	●
	10	前年等の課税売上高による特例			●	
	11	相続があった場合の納税義務の免除の特例			●	
	12	合併があった場合の納税義務の免除の特例			●	
	13	会社分割があった場合の納税義務の免除の特例			●	
	14	新設法人の納税義務の免除の特例			●	●
	15	特定新規設立法人の納税義務の免除の特例			●	●
	16	高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例				●
課税標準及び税率	17	国内取引の課税標準	●			
	18	輸入取引の課税標準	●			
	19	税率	●			
仕入れに係る消費税額の控除(原則)	20	仕入税額控除の基礎	●	●		
	21	仕入れに係る消費税額の控除		●		
仕入れに係る消費税額の控除の特例	22	非課税資産の輸出等		●		
	23	仕入れに係る対価の返還等		●		
	24	簡易課税制度			●	●
仕入れに係る消費税額の調整	25	課税売上割合の著しい変動		●		
	26	調整対象固定資産の転用		●		
	27	居住用賃貸建物に係る調整		●		
	28	棚卸資産に係る消費税額の調整			●	

テーマ番号	テ ー マ	テキスト				
		上級	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4
		速修	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8
その他の 税額控除	29	売上げに係る対価の返還等				●
	30	特定課税仕入れに係る対価の返還等				●
	31	貸倒れ				●
資産の譲渡等 の時期	32	資産の譲渡等の時期の原則			●	
	33	リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例			●	
	34	工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例			●	
	35	小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期等の特例			●	
課税期間	36	課税期間			●	
納税地	37	国内取引に係る納税地		●		
	38	輸入取引に係る納税地		●		
申告等	39	中間申告				●
	40	合併があった場合の中間申告				
	41	確定申告				●
	42	還付を受けるための申告				●
	43	引取りの申告		●		
	44	更正の請求等		●		
届出等	45	届出等			●	
国等 に対する 特例	46	国等に対する特例（仕入税額以外）				●
	47	国等に対する特例（仕入税額）				●
個人事業者	48	個人事業者	●			
適格請求書	49	適格請求書等保存方式	●		●	

条文構成のまとめ

(第1章 総則)

第1条 趣旨等

第2条 定義

第3条 人格のない社団等

第4条 課税の対象

第5条 納税義務者

第6条 非課税

第7条 輸出免税等

第8条 輸出品販売場

第9条 小規模事業者に係る納税義務の免除

第9条の2 前年等の課税売上高による特例

第10条 相続があった場合

第11条 合併があった場合

第12条 分割があった場合

第12条の2 新設法人

第12条の3 特定新規設立法人

第12条の4 高額特定資産を取得した場合等

第13条 実質判定

第14条 信託財産の帰属

第15条 法人課税信託

第16条 リース譲渡

第17条 工事進行基準

第18条 現金基準

第19条 課税期間

第20条

§ 納税地

第27条

課税の対象
《何に対し》

納税義務者
《誰が》

資産の譲渡等の時期
《いつ》

納税地
《どこへ》

(第2章 課税標準及び税率)

第28条 課税標準

第29条 税率

売上げに係る税額
《いくら》

(第3章 税額控除等)

第30条 仕入れに係る消費税額の控除

第31条 非課税資産の輸出等

第32条 仕入れに係る対価の返還等

第33条 調整対象固定資産（著しい変動）

第34条 " (転用・課→非)

第35条 " (転用・非→課)

第35条の2 居住用賃貸建物の調整

第36条 棚卸資産の調整

第37条 簡易課税制度

第37条の2 災害等があった場合の特例

第38条 売上げに係る対価の返還等

第38条の2 特定課税仕入れに係る対価の返還等

第39条 貸倒れに係る税額

第40条 限界控除 一削除一

第41条 税額控除の計算の細目

仕入れに係る税額
《いくら》

△売上げに係る税額
《いくら》

(第4章 申告、納付、還付等)

第42条 中間申告

第42条の2 災害等があった場合

第43条 仮決算

第44条 中間申告書の提出がない場合

第45条 確定申告

第45条の2 法人の確定申告書の提出期限の特例

第46条 還付を受けるための申告

第46条の2 電子情報処理組織による申告の特例

第46条の3 電子情報処理組織による申告が困難
である場合の特例

第47条 引取りに係る申告

第48条～第56条 納付、還付等

申告・納付・還付
《どうする》

(第5章 雑 則)

第57条 届出等

第57条の2～6 適格請求書発行事業者

第58条 帳簿の備付け等

第59条 申告義務等の承継

第59条の2 重加算税の特例

第60条 国、地方公共団体等に対する特例

第61条 財務省令への委任

第62条 特定資産の譲渡等を行う事業者の義務

第63条 価格の表示

(第6章 罰 則)

凡 例

<略式名称>	<正式名称>
法	消費税法
法附則	消費税法附則
令	消費税法施行令
令附則	消費税法施行令附則
規	消費税法施行規則
基 通	消費税法基本通達
措 法	租税特別措置法
措 令	租税特別措置法施行令
措 規	租税特別措置法施行規則
措 通	租税特別措置法通達
国通法	国税通則法
国通令	国税通則法施行令
国通規	国税通則法施行規則
法 法	法人税法
法 令	法人税法施行令
所 法	所得税法
所 令	所得税法施行令
所 規	所得税法施行規則
関税法	関税法
関税令	関税法施行令
関定法	関税定率法
関定令	関税定率法施行令
輸徴法	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律
災免法	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律

引 用 例

法2①八	消費税法第2条第1項第八号
基通5-2-1	消費税法基本通達5-2-1

消費税法 上級コース 理論暗記予定表

今後の理論暗記のペースですが、上級演習の予告を優先して暗記を進めましょう。
 なお、余裕があれば、予告理論プラスαに記載されている理論の暗記を推奨します。

		予告理論		予告理論プラスα	
No. 1	上級演習①	5-6	定義	1-1	課税の対象
	上級演習②	2-1	課税標準	1-2	国内取引の判定
		2-2	税率	1-3	非課税
No. 2	上級演習③	1-1	課税の対象	1-5	輸出品物販売場
		1-4	輸出免税等	3-2	帳簿及び請求書等の意義
		3-1	仕入税額控除（原則課税）		
		3-3	課税仕入れに係る消費税額の計算		
	上級演習④	1-2	国内取引の判定	3-6	仕入返還等
		1-3	非課税	3-8	著しい変動
		3-4	課税売上割合	3-9	転用
		3-5	非課税資産の輸出等		
No. 3	上級演習⑤	1-5	輸出品物販売場	1-9	合併
		3-10	居住用賃貸建物	1-10	分割
		3-12	簡易課税	3-14	災害特例
No. 4	上級演習⑥	1-6	小規模事業者に係る納税義務	1-11	新設法人
		1-8	相続	1-12	特定新規設立法人
		3-2	帳簿及び請求書等の意義	3-11	棚卸資産
		5-3	適格請求書発行事業者の義務等	5-2	適格請求書発行事業者の登録等
	上級演習⑦	1-13	高額特定資産	4-1	中間申告
		3-15	売上返還等	4-4	電子情報処理組織
		4-2	確定申告	3-17	貸倒れ
		4-3	還付申告	5-5	国等に対する特例(仕入税額)

(※) 上級演習②～⑦の予告理論には、「5-6 定義」が含まれます。

消費税法 理論暗記チェック表

マスター	理 論	ランク	チェック欄					
1-1	課税の対象	A						
1-2	国内取引の判定	B						
1-3	非課税	A						
1-4	輸出免税等	A						
1-5	輸出品販売場における輸出品の譲渡に係る免税	B						
1-6	小規模事業者に係る納税義務	A						
1-7	前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例	B						
1-8	相続があった場合の納税義務の免除の特例	B						
1-9	合併があった場合の納税義務の免除の特例	B						
1-10	会社分割があった場合の納税義務の免除の特例	B						
1-11	新設法人の納税義務の免除の特例	B						
1-12	特定新規設立法人の納税義務の免除の特例	B						
1-13	高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例	B						
1-14	実質判定等	C						
1-15	法人課税信託の受託者に関する消費税法の適用	C						
1-16	リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例	C						
1-17	工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例	C						
1-18	小規模事業者等に係る資産の譲渡等の時期等の特例	C						
1-19	課税期間	B						
1-20	納税地	C						

マスター	理 論	ランク	チェック欄					
2-1	課税標準	A						
2-2	税 率	A						

マスター	理 論	ランク	チェック欄					
3-1	仕入れに係る消費税額の控除	A						
3-2	帳簿及び請求書等の意義	A						
3-3	課税仕入れに係る消費税額の計算	B						
3-4	課税売上割合	B						
3-5	非課税資産の輸出等	B						
3-6	仕入れに係る対価の返還等	B						
3-7	課税貨物に係る消費税額の還付	C						
3-8	課税売上割合が著しく変動した場合の消費税額の調整	B						
3-9	調整対象固定資産を転用した場合の消費税額の調整	B						
3-10	居住用賃貸建物に係る消費税額の調整	B						
3-11	棚卸資産に係る消費税額の調整	B						
3-12	中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例	A						
3-13	簡易課税の適用がない分割等に係る課税期間	C						
3-14	災害等があった場合の簡易課税の届出に関する特例	B						
3-15	売上げに係る対価の返還等	B						
3-16	特定課税仕入れに係る対価の返還等	B						
3-17	貸倒れ	B						

マスター	理 論	ランク	チェック欄					
4-1	中間申告	B						
4-2	確定申告	A						
4-3	還付を受けるための申告	B						
4-4	電子情報処理組織による申告の特例	B						
4-5	引取申告	C						
4-6	更正の請求	C						

マスター	理 論	ランク	チェック欄					
5-1	納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出	C						
5-2	適格請求書発行事業者の登録等	B						
5-3	適格請求書発行事業者の義務等	B						
5-4	国、地方公共団体等に対する特例（仕入税額以外）	C						
5-5	国、地方公共団体等に対する特例（仕入税額）	B						
5-6	定 義	A						

≪本誌のご利用方法など≫

1 各問題においては、特段断りがない限り、次を前提とします。

- (1) 法人……当課税期間は「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」とします。
- (2) 個人事業者…当課税期間は「令和6年1月1日から令和6年12月31日まで」とします。
- (3) 当課税期間は、課税事業者とします。

2 解答において次の表記があります。各々の取扱いは次のとおりです。

課	…課税売上げ
免	…免税売上げ
非	…非課税売上げ
非輸	…非課税資産の輸出
FOB	…資産の国外移送（本船甲板渡し価格）
売返	…課税売上げに係る売上げに係る対価の返還等の税額控除の処理あり
免税売返	…免税売上げに係る対価の返還等
免税事業者売返	…免税事業者であった時の課税売上げに係る売上げに係る対価の返還等
非売返	…非課税売上げに係る対価の返還等
貸倒	…貸倒れの税額控除の処理あり
貸倒回収	…貸倒回収の処理あり
A	…課税資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ等
B	…その他の資産の譲渡等によりのみ要する課税仕入れ等
C	…課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等
仕返	…課税仕入れに係る対価の返還等の処理あり（法32）
引還	…課税貨物に係る引取還付の処理あり
特課標	…特定課税仕入れ（課税標準）
A特	…課税資産の譲渡等によりのみ要する特定課税仕入れ
特課返	…特定課税仕入れに係る対価の返還等（法38の2）
軽減	…軽減税率の適用あり
処理なし	…消費税の取扱いなし

etc…

3 近年の本試験では、次のような指示がされることがあります。

解答は、答案用紙の所定の箇所に記入し、個別に指示されている場合はその指示に従うこと。したがって、所定の箇所以外に記入されているものは、採点の対象としない。
また、計算した数値が0となる場合は、0と記入し空白と区別しなさい。

【令和元年度本試験より】

答案用紙の枠外など所定の箇所以外への記入は採点の対象とはならず、また、計算した数値が0となる場合は、金額欄は「0」の記入が必要である点に注意が必要となります。

4 近年の本試験では、次のような前提事項が与えられることがあります。

2. 取引等は、特に断りのある場合を除き、
- ・ 国内において行われたものとする。
 - ・ 他の者から受けた元年輕減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項に規定する元年輕減対象資産の譲渡等をいう。以下「軽減税率対象品目の仕入れ」という。）は無いものとする。
- …(略)…

【損益計算書に関する付記事項】

ト 「新聞図書費」は、毎日発行する経済新聞の定期購読契約に基づく購読料で、毎月月末に当月分を支払った額の合計額一年分である。

【令和2年度本試験より】

「元年輕減対象資産の譲渡等」とは、現行法における「軽減対象課税資産の譲渡等」のことを指すものであり、この前提事項はつまり、「軽減税率の対象となる仕入れはない。」と言っています。ただし、「特に断りのある場合を除き」との前置きがされているため、解答をするにあたって、上記の「新聞図書費」のような資料が与えられた場合には、自身で適用税率の判断を行う必要があります。

5 近年の本試験では、問題の資料に明確な共通対応の指示がされない場合があります。

- (8) 個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われている。なお、課税仕入れ、特定課税仕入れ及び保税地域からの引取りに係る課税貨物について、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等（以下「その他の資産の譲渡等」という。）にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの（以下「共通課税仕入れ」という。）の区分については、特に指示のある場合を除き、資産の譲渡等との対応関係が明確であるものは、課税資産の譲渡等にのみ要するもの又はその他の資産の譲渡等にのみ要するものとし、これら以外のものは共通課税仕入れとする。

【令和5年度本試験より】

このような場合は、課税仕入れ等の区分について、次のように読み取ることになります。

- ① 資産の譲渡等との対応関係が明確であるもの ⇒ **A**or**B**に区分
② これら以外のもの ⇒ **C**に区分

したがって、今後の各問題において、資産の譲渡等との対応関係が明確ではない (**A**or**B**とも区分できない) 場合には、上記②により課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの (**C**) とし、解答を作成することとなります。

6 本試験では、税率について下記のような出題が想定されます。

(1) 適用税率の基本

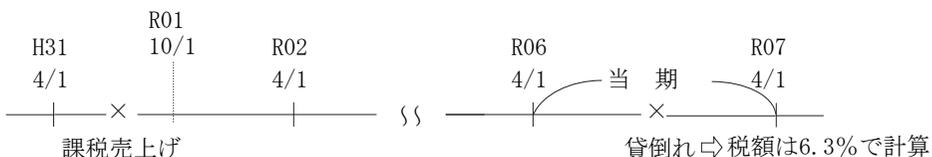
令和元年10月1日以後に、国内において事業者が行う資産の譲渡等、課税仕入れ又は保稅地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、原則として7.8%の税率（軽減税率の対象となるものについては6.24%の税率）が適用されます。

なお、令和元年9月30日以前の取引については、税率は従前の6.3%が適用されます。

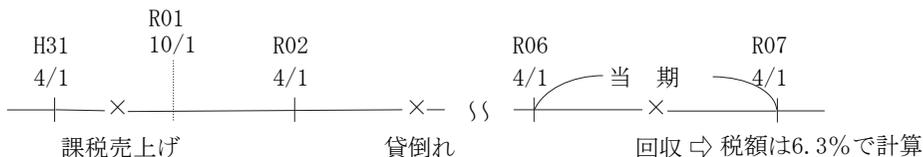
(2) 貸倒れに係る消費税額の控除等

平成26年4月1日から令和元年9月30日までに国内において行った課税資産の譲渡等について、令和元年10月1日以後に領収することができなくなったときは、税率は従前の6.3%が適用されることとなります。

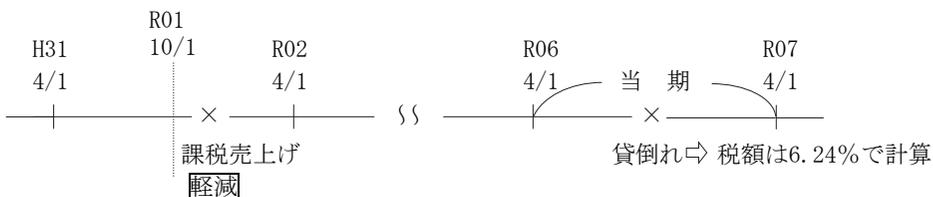
① パターン1（貸倒れがあった場合）



② パターン2（回収できた場合）



③ パターン3（軽減税率が適用される場合）



※ 対価の返還等、棚卸資産の調整なども同様に考えることとなります。

テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ
P 1 ~ 58

テーマ49

適格請求書等保存方式

項目及び内容	参照条文	重要度
49-1 適格請求書等保存方式		
● 概要	_____	_____

49-1 適格請求書等保存方式



ポイント整理

● 概要

令和元年10月1日から導入された軽減税率制度に伴って、取引の正確な消費税額と消費税率を把握する必要があるため、令和5年10月1日から仕入税額控除の適用要件である区分記載請求書等保存方式に代えて適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が導入された。

適格請求書等保存方式においては、買手は、仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書（＝インボイス）等の保存が必要になる。

1 適格請求書等保存方式創設の背景

複数税率制度の下で前段階税額控除の仕組みを適正に機能させるためには、欧州諸国の付加価値税制度において広く採用されているいわゆる「インボイス方式」の導入が不可欠だと考えられていた。すなわち、売手側における適用税率の認識と仕入側における適用税率の認識を一致させるために、売手側に必要な情報を記載した請求書等の発行を義務付けるとともに、その請求書等の保存を仕入税額控除の適用要件とする必要がある。

また、そうした仕組みを機能させる観点から、課税事業者として適正な請求書等を発行できる事業者であることが、他の事業者から確認できる仕組みも必要となった。

軽減税率制度が導入されるまでわが国の消費税制度は、単一税率であり、かつ、非課税対象が限定的であること等を踏まえ、「請求書等保存方式」が採用されてきたところであるが、軽減税率制度の導入に伴い、「適格請求書等保存方式」を導入することとされたのである。

2 適格請求書発行事業者の登録制度（法57の2）

適格請求書を交付しようとする事業者は、課税事業者に限られており、納税地の所轄税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要がある。

3 適格請求書（法57の4）

適格請求書とは、「売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号など一定の事項が記載された請求書、納品書その他これらに類する書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）をいう。

適格請求書の様式は、法令等で定められていない。したがって、必要な事項が記載された書類であれば、その名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当する。

(1) 適格請求書の記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等の内容（軽減対象課税資産の譲渡等である場合その旨を含む。）
- ④ 課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等（消費税額及び地方消費税額に相当する金額の合計額）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(2) 適格簡易請求書

適格請求書発行事業者が、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う小売業その他の一定の事業を行う場合には、適格請求書に代えて、記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができる。

4 適格請求書発行事業者の義務等（法57の4①）

(1) 適格請求書発行事業者の義務の概要

適格請求書発行事業者には、次の①から④までの義務が課される。

① 適格請求書（適格簡易請求書を含む。）を交付又は適格請求書に係る電磁的記録を提供する義務

適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、取引の相手方（課税事業者に限る。）からの求めに応じて、適格請求書を交付する義務が課されている。また、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することもできる。

② 適格返還請求書の交付又は適格返還請求書に係る電磁的記録を提供する義務

適格請求書発行事業者には、課税事業者に返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、買手である課税事業者に対して適格返還請求書を交付する義務が課されている。また、適格返還請求書の交付に代えて、適格返還請求書に係る電磁的記録を提供することもできる。

③ 修正した適格請求書等の交付又は修正した適格請求書等に係る電磁的記録を提供する義務

適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書、適格簡易請求書及び適格返還請求書（以下「適格請求書等」という。）の記載事項（又は提供した適格請求書等に係る電磁的記録の記録事項）に誤りがあったときは、買手である課税事業者に対して修正した適格請求書等を交付する（又は修正した適格請求書等に係る電磁的記録を提供する）義務がある。

④ 上記①から③までの書類の写し又は電磁的記録を保存する義務

適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書等の写し及び提供した適格請求書等に係る電磁的記録を保存する義務がある。この適格請求書等の写しや電磁的記録については、交付した日又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又は事務所等の所在地に保存しなければならない。



留意点 適格請求書類等類似書類等の交付の禁止（法57の5）

適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書又は適格簡易請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することや、適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書又は適格簡易請求書を交付することは禁止されている。

(2) 適格請求書の交付義務免除（法57の4①、令70の9②、規26の6）

適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除される。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限る。）
 - ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る。）
 - ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る。）
 - ④ 自動販売機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限る。）
 - ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る。）
- ※ 適格返還請求書についても一定の交付義務免除の取扱いがある。

5 仕入税額控除の要件（法30⑦⑧⑨）

適格請求書等保存方式の下では、原則として、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等につき、課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間の保存が仕入税額控除の要件となる。

なお、簡易課税制度を選択している場合は、課税期間における課税標準額に対する消費税額にみなし仕入れ率を乗じて計算した金額が控除対象仕入税額となるため、適格請求書などの請求書等の保存は仕入税額控除の要件とはならない。

(1) 保存すべき請求書等の範囲

- ① 適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 仕入明細書等（適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの）
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が作成する一定の書類（上記4(2)②③の取引）
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

参 考 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置（法30⑦、28年法附則52、53）

適格請求書保存方式の下では、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができない。

ただし、適格請求書等保存方式開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合（注）を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられている。

（注）令和5年10月1日から令和8年9月30日までの期間は、80%

(2) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる取引

請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される上記4(2)①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除く。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除く。）
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品（棚卸資産に限る。）を購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当

（注）令和5年9月30日以前の仕入税額控除の適用について、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、法定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨の規定があったが、適格請求書等保存方式の開始後、これらの規定は廃止された。

 **参 考** 少額特例(一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置)

(28年法附則53の2、30年令附則24の2①)

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、その課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられている。

※ 詳細は後日学習予定

 **参 考** 2割特例(小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置)(28年法附則51の2)

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者(免税事業者が「課税事業者選択届出書」の提出により課税事業者となった場合を含む。)が適格請求書発行事業者となる場合(注)には、納付税額の計算において控除する金額を、その課税期間における課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額に8割を乗じた額とすることができる経過措置が設けられている。

(注) 課税事業者が適格請求書発行事業者となった場合であっても、その適格請求書発行事業者となった課税期間の翌課税期間以後の課税期間について、基準期間における課税売上高が1,000万円以下である場合には、原則として、2割特例の適用を受けることができる。

また、2割特例は、簡易課税制度のように事前の届出や継続して適用しなければならないという制限はなく、申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することにより、適用を受けることができる。

〈メ モ〉

6 税額計算の方法

(1) 売上税額

① 原則（割戻し計算）（法45）

税率ごとに区分した課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額の合計額に、110分の100（軽減税率の対象となる場合は108分の100）を掛けて税率ごとの課税標準額を算出し、それぞれの税率（7.8%又は6.24%）を掛けて売上税額を算出する。

イ 軽減税率の対象となる売上税額

$$\begin{array}{l} \boxed{\begin{array}{l} \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{課税売上げ（税込み）} \end{array}} \times \boxed{\frac{100}{108}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{課税標準額} \end{array}} \\ \boxed{\begin{array}{l} \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{課税標準額} \end{array}} \times \boxed{6.24\%} = \boxed{\begin{array}{l} \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{売上税額} \end{array}} \end{array}$$

ロ 標準税率の対象となる売上税額

$$\begin{array}{l} \boxed{\begin{array}{l} \text{標準税率の対象となる} \\ \text{課税売上げ（税込み）} \end{array}} \times \boxed{\frac{100}{110}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{標準税率の対象となる} \\ \text{課税標準額} \end{array}} \\ \boxed{\begin{array}{l} \text{標準税率の対象となる} \\ \text{課税標準額} \end{array}} \times \boxed{7.8\%} = \boxed{\begin{array}{l} \text{標準税率の対象となる} \\ \text{売上税額} \end{array}} \end{array}$$

ハ 売上税額の合計額

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{軽減税率の対象となる} \\ \text{売上税額} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{標準税率の対象となる} \\ \text{売上税額} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{売上税額の合計額} \end{array}}$$

② 特例（積上げ計算）（法45⑤、令62①）

相手方に交付した適格請求書又は適格簡易請求書（以下これらを併せて「適格請求書等」という。）の写しを保存している場合（適格請求書等に係る電磁的記録を保存している場合を含む。）には、これらの書類に記載した消費税額等の合計額に100分の78を掛けて算出した金額を売上税額とすることができる。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{適格請求書等に記載した} \\ \text{消費税額等の合計額} \end{array}} \times \boxed{78\%} = \boxed{\begin{array}{l} \text{売上税額の合計額} \end{array}}$$

ただし、資産の譲渡等の時期の特例、低額譲渡の適用を受ける課税資産の譲渡等については、適用対象外とされている。

また、みなし譲渡、工事の請負に係る資産の譲渡等の特例の適用を受ける課税資産の譲渡等を行った場合には、適格請求書の交付義務の対象外とされている。

したがって、これらの取引に係る売上税額の計算は割戻し計算により行うこととなる。



留意点 売上税額について、積上げ計算を選択する際の留意点

- ・ 積上げ計算を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られる。
- ・ 売上税額を積上げ計算により計算する場合には、仕入税額も積上げ計算により計算しなければならない。
- ・ 適格簡易請求書の法定記載事項は、「適用税率又は税率ごとに区分した消費税額等」であるため、「適用税率」のみを記載して交付する場合、税率ごとの消費税額等の記載がないため、積上げ計算を行うことはできない。
- ・ 売上税額の計算は、取引先ごとに割戻し計算と積上げ計算を分けて適用するなど、併用することも認められるが、併用した場合であっても売上税額の計算につき積上げ計算を適用した場合に当たるため、仕入税額の計算方法に割戻し計算を適用することはできない。

(2) 仕入税額

① 原則（積上げ計算）（法30①、令46①②）

相手方から交付を受けた適格請求書などの請求書等（提供を受けた電磁的記録を含む。）に記載されている消費税額等のうち課税仕入れに係る部分の金額の合計額に100分の78を掛けて仕入税額を算出する。（請求書等積上げ計算）

適格請求書等に記載された 消費税額等のうち課税仕入れ に係る部分の金額の合計額	×	78%	=	仕入税額の合計額
---	---	-----	---	----------

② 参考 帳簿積上げ計算について（令46②）

積上げ計算については、請求書等積上げ計算以外の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率の対象となる場合は108分の8）を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、切捨て又は四捨五入する。）を仮払消費税等などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められる。（帳簿積上げ計算）

② 特例（割戻し計算）（令46③）

税率ごとに区分した課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、110分の7.8（軽減税率の対象となる場合は108分の6.24）を掛けて算出した金額を仕入税額とすることができる。

イ 軽減税率の対象となる仕入税額

軽減税率の対象となる 課税仕入れ（税込み）	×	$\frac{6.24}{108}$	=	軽減税率の対象となる 仕入税額
--------------------------	---	--------------------	---	--------------------

ロ 標準税率の対象となる仕入税額

標準税率の対象となる 課税仕入れ（税込み）	×	$\frac{7.8}{110}$	=	標準税率の対象となる 仕入税額
--------------------------	---	-------------------	---	--------------------

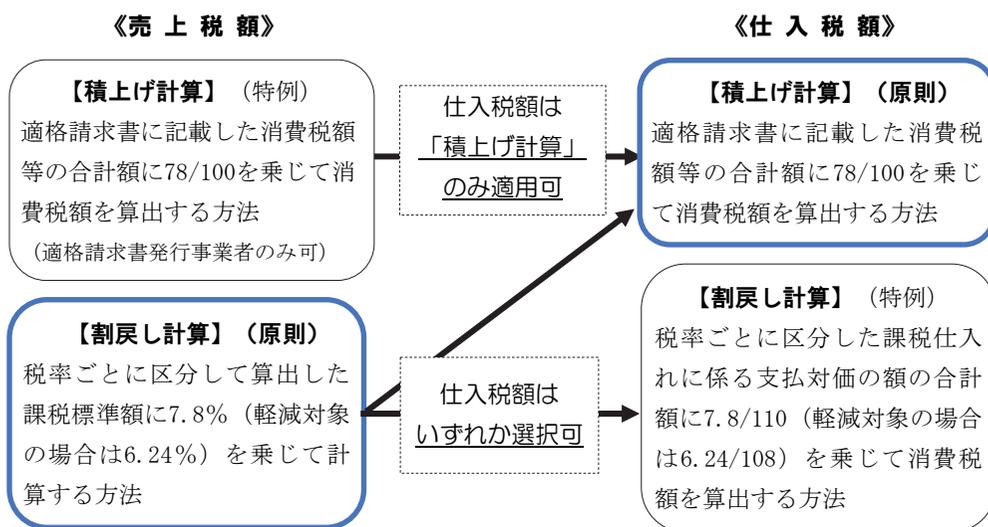
ハ 仕入税額の合計額

軽減税率の対象となる 仕入税額	+	標準税率の対象となる 仕入税額	=	仕入税額の合計額
--------------------	---	--------------------	---	----------

③ 留意点 税額計算の方法について

- ・ 仕入税額を割戻し計算することができるのは、売上税額を割戻し計算している場合に限られる。
- ・ 仕入税額の計算に当たり、請求書等積上げ計算と帳簿積上げ計算を併用することも認められるが、これらの方法と割戻し計算を併用することは認められない。

(3) 図解



※ 「課税仕入れに係る消費税額」の計算にあたっては、売上税額と仕入税額の計算方法の違いを利用した納付税額の有利計算（納付税額の軽減）を排除する観点から、売上税額の計算において積上げ計算の適用を受けない事業者に限り、その課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額の合計額から割戻し計算する方法が例外として認められている。

 **留意点 「仕入返還等」、「売上返還等」及び「貸倒れ」の計算方法**

仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額の計算は、「割戻し計算」又は「積上げ計算」を選択することができる。

また、売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の計算についても、「割戻し計算」又は「積上げ計算」を選択することができる。

なお、貸倒れに係る消費税額及び貸倒回収に係る消費税額の計算は、税額の計算方法に変更はないため、「割戻し計算」による。

7 留意点

上記の「課税資産の譲渡等」からは、「特定資産の譲渡等」を除く。

設 例（売上割戻し・仕入積上げ）

商品（課税資産）の卸小売業を営む甲株式会社（適格請求書発行事業者に該当する。以下「甲社」という。）の当期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における納付税額を求めなさい。

なお、課税標準額に対する消費税額及び売上返還等に係る消費税額の計算は割戻し計算とし、課税仕入れに係る消費税額及び仕入返還等に係る消費税額の計算は積上げ計算による。

- (注) 1 甲社は、設立以来課税事業者に該当している。
- 2 前期以前は、課税売上高が5億円を超える場合又は課税売上割合が95%未満の場合の課税期間は、個別対応方式を採用している。
- 3 甲社は、当期中に行った課税売上げ及びその返還等については、その相手方に対して適格請求書及び適格返還請求書を交付し、その写しの保存を、課税仕入れ等及びその返還等については、その事実を明らかにする帳簿及び請求書等並びに適格返還請求書の保存をそれぞれ適法に行っている。
- 4 甲社は、簡易課税制度選択届出書を提出したことはない。

【資料】

(1) 売上げに関する資料

- ① 課税売上高 544,000,000円

	金額（税込）	適格請求書に記載した税額
イ 標準税率が適用されるもの	220,000,000円	20,000,000円
ロ 軽減税率が適用されるもの	324,000,000円	24,000,000円

- ② 土地の売却収入 100,500,000円

- ③ 商品売上げに係る売上値引高 544,000円

	金額（税込）	適格返還請求書に記載した税額
イ 標準税率が適用されるもの	220,000円	20,000円
ロ 軽減税率が適用されるもの	324,000円	24,000円

(2) 仕入れに関する資料

- ① 課税仕入高 272,000,000円

	金額（税込）	適格請求書に記載された税額
イ 標準税率が適用されるもの		
④ 課税売上対応	77,000,000円	7,000,000円
⑤ 非課税売上対応	5,500,000円	500,000円
⑥ 共通対応		
(イ) 通勤手当	1,066,800円	※1
(ロ) 国内出張日当	5,000円	※1

(ハ) 消費者からの仕入高	21,200円	※2
(ニ) 免税事業者からの仕入高	7,000円	※2
(ホ) (イ)～(ニ)以外のもの	26,400,000円	2,400,000円
ロ 軽減税率が適用されるもの		
① 課税売上対応	8,100,000円	600,000円
② 共通対応	153,900,000円	11,400,000円

※1 上記金額に含まれる消費税等の額として算出された金額は以下のとおりである。

イ 通勤手当に係るもの 96,982円

ロ 国内出張手当に係るもの 455円

※2 上記金額から仕入税額とみなす金額を算定する際の円未満の端数は四捨五入とする。

② 商品仕入れに係る仕入値引高 275,000円

	金額 (税込)	適格返還請求書に記載された税額
イ 標準税率が適用されるもの	112,000円	10,181円
ロ 軽減税率が適用されるもの	163,000円	12,074円

③ 商品（標準税率が適用されるもの）に係る輸入仕入高 2,200,000円

2,200,000円には引取りに係る税関に納付した消費税額156,000円及び地方消費税額44,000円が含まれている。

④ 上記③につき当期に税関から還付を受けた消費税額7,800円及び地方消費税額2,200円

⑤ 特定課税仕入れに係る支払対価の額 1,000,000円

外国法人α社に依頼した商品広告宣伝に係る費用であり、事業者向け電気通信利用役務の提供に該当する。

(3) 債権の貸倒れ額 150,000円

前々期の課税売上高（標準税率が適用されるもの）に係る債権の貸倒れに係るものである。

(4) 償却債権取立益 250,000円

前々期の課税売上高（標準税率が適用されるもの）につき前期において貸倒れの税額控除の適用を受けたもので当期に回収したものである。

(5) 上記以外の事項

① 甲社の役員Aに対して商品（標準税率が適用されるもの、通常の販売価額367,500円、仕入価額294,000円）を贈与している。

② 甲社の役員Bに対して商品（標準税率が適用されるもの、通常の販売価額525,000円、仕入価額315,000円）を270,000円で販売している。

 解 答

I 課税標準額

1 7.8%

(1) 課税資産の譲渡等

$$220,000,000 + 294,000 \text{ (※1)} + 525,000 \text{ (※2)} = 220,819,000$$

$$220,819,000 \times \frac{\text{みなし}}{100} = 200,744,545$$

$$\text{(※1)} \quad 367,500 \times 50\% = 183,750 < 294,000$$

$$\text{(※2)} \quad 525,000 \times 50\% = 262,500 \leq 270,000$$

$$315,000 > 270,000$$

(2) 特定課税仕入れ 1,000,000

(3) 合 計

$$\text{(1)} + \text{(2)} = 201,744,545 \rightarrow 201,744,000 \text{ (千円未満切捨)}$$

2 6.24%

$$324,000,000 \times \frac{100}{108} = 300,000,000 \text{ (千円未満切捨)}$$

3 合 計

$$1 + 2 = 501,744,000$$

II 課税標準額に対する消費税額

1 7.8%

$$201,744,000 \times 7.8\% = 15,736,032$$

2 6.24%

$$300,000,000 \times 6.24\% = 18,720,000$$

3 合 計

$$1 + 2 = 34,456,032$$

III 控除過大調整税額

$$250,000 \times \frac{7.8}{110} = 17,727$$

IV 控除対象仕入税額

【課税売上割合】

1 課 税

$$\text{(1)} \quad 200,744,545 + 300,000,000 = 500,744,545$$

$$\text{(2)} \quad 220,000 \times \frac{100}{110} + 324,000 \times \frac{100}{108} = 500,000$$

$$\text{(3)} \quad \text{(1)} - \text{(2)} = 500,244,545 > 500,000,000 \quad \therefore \text{按分必要}$$

2 非課税

100,500,000

$$3 \quad \frac{1}{1+2} = \frac{500,244,545}{600,744,545} = 0.8327\cdots < 95\%$$

【課税仕入れ等の税額の合計額】

1 課税仕入れ等の区分

(1) 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの

① 課税仕入れ

イ 7.8% 7,000,000

ロ 6.24% 600,000

ハ 合計

イ+ロ=7,600,000

7,600,000×78%=5,928,000

② 特定課税仕入れ 1,000,000×7.8%=78,000

③ 課税貨物 156,000

④ 仕入返還等

イ 7.8% 10,181

ロ 6.24% 12,074

ハ 合計

イ+ロ=22,255

22,255×78%=17,358

⑤ 引取還付 7,800

(2) その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの

500,000×78%=390,000

(3) 共通して要するもの

① 課税仕入れ

イ 7.8%

(イ) 適格請求書 2,400,000

(ロ) 帳簿のみ 詳細は後日学習予定

通勤手当 日当

96,982+455=97,437

(ハ) 合計

(イ)+(ロ)=2,497,437

ロ 6.24%

(イ) 適格請求書 11,400,000

Ⅶ 差引税額

$34,456,032 + 17,727 - (15,164,723 + 34,320 + 10,636) = 19,264,080$

→ 19,264,000 (百円未満切捨)

Ⅷ 納付税額

19,264,000

設 例（売上積上げ・仕入積上げ）

商品（課税資産）の卸小売業を営む甲株式会社（適格請求書発行事業者に該当する。以下「甲社」という。）の当期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における納付税額を求めなさい。

なお、課税標準額に対する消費税額の計算及び課税仕入れに係る消費税額の計算にあつては、積上げ計算による。

- (注) 1 当課税期間における課税売上高は5億円以下であり、かつ、課税売上割合は95%以上であるため、控除対象仕入税額の計算方法は全額控除によるものとする。
- 2 甲社は、当期中に行った課税売上げについては、その相手方に対して適格請求書を交付し、その写しの保存を、課税仕入れ等については、その事実を明らかにする帳簿及び請求書等の保存をそれぞれ適法に行っている。
- 3 甲社は、簡易課税制度選択届出書を提出したことはない。
- 4 資料中の金額横のうち書きは、当該金額に含まれる甲社が交付した適格請求書の写し又は課税仕入れの相手方から交付を受けた適格請求書等それぞれに記載された消費税等の合計額である。

(1) 売上げに関する資料

課税売上高 220,000,000円（うち、消費税額等20,000,000円）

(2) 仕入れに関する資料

課税仕入高（標準税率） 75,460,000円（うち、消費税額等6,860,000円）

課税仕入高（軽減税率） 1,890,000円（うち、消費税額等140,000円）

解 答

I 課税標準額

$$220,000,000 \times \frac{100}{110} = 200,000,000 \text{（千円未満切捨）}$$

II 課税標準額に対する消費税額

$$20,000,000 \times 78\% = 15,600,000$$

III 控除対象仕入税額

$$(6,860,000 + 140,000) \times 78\% = 5,460,000$$

IV 差引税額

$$15,600,000 - 5,460,000 = 10,140,000 \text{（百円未満切捨）}$$

V 納付税額

$$10,140,000$$

〈メ モ〉

設 例（売上積上げ（+割戻し）・仕入積上げ）

商品（課税資産）の卸小売業を営む甲株式会社（適格請求書発行事業者に該当する。以下「甲社」という。）の当期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における納付税額を求めなさい。

なお、課税標準額に対する消費税額の計算にあつては消費税法第45条第5項《消費税額の積上げ計算》の適用を受けるものとし、課税仕入れに係る消費税額の計算にあつては消費税法施行令第46条第1項《課税仕入れに係る請求書等による消費税額の積上げ計算》の規定による。

- （注）1 甲社は、設立以来課税事業者には該当している。
- 2 前期以前は、課税売上高が5億円を超える場合又は課税売上割合が95%未満の場合の課税期間は、個別対応方式を採用している。
- 3 甲社は、当期中に行った課税売上げ及びその返還等については、その相手方に対して適格請求書及び適格返還請求書を交付し、その写しの保存を、課税仕入れ等及びその返還等については、その事実を明らかにする帳簿及び請求書等並びに適格返還請求書の保存をそれぞれ適法に行っている。
- 4 売上げに係る対価の返還等に係る消費税額及び仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額については、適格返還請求書に記載した又は記載された消費税額に基づいて積上げ計算を行うものとする。
- 5 甲社は、簡易課税制度選択届出書を提出したことはない。

【資料】

(1) 売上げに関する資料

① 課税売上高 544,000,000円

	金額（税込）	適格請求書に記載した税額
イ 標準税率が適用されるもの	220,000,000円	20,000,000円
ロ 軽減税率が適用されるもの	324,000,000円	24,000,000円

② 土地の売却収入 100,500,000円

③ 商品売上げに係る売上値引高 544,000円

	金額（税込）	適格返還請求書に記載した税額
イ 標準税率が適用されるもの	220,000円	20,000円
ロ 軽減税率が適用されるもの	324,000円	24,000円

(2) 仕入れに関する資料

① 課税仕入高 272,000,000円

	金額（税込）	適格請求書に記載された税額
イ 標準税率が適用されるもの		
① 課税売上対応	77,000,000円	7,000,000円
② 非課税売上対応	5,500,000円	500,000円
③ 共通対応		
(イ) 通勤手当	1,066,800円	※1
(ロ) 国内出張手当	5,000円	※1
(ハ) 消費者からの仕入高	21,200円	※2
(ニ) 免税事業者からの仕入高	7,000円	※2
(ホ) (イ)～(ニ)以外のもの	26,400,000円	2,400,000円
ロ 軽減税率が適用されるもの		
① 課税売上対応	8,100,000円	600,000円
② 共通対応	153,900,000円	11,400,000円

※1 上記金額に含まれる消費税等の額として算出された金額は以下のとおりである。

イ 通勤手当に係るもの 96,982円

ロ 国内出張手当に係るもの 455円

※2 上記金額から仕入税額とみなす金額を算定する際の円未満の端数は四捨五入する。

② 商品仕入れに係る仕入値引高 275,000円

	金額（税込）	適格返還請求書に記載された税額
イ 標準税率が適用されるもの	112,000円	10,181円
ロ 軽減税率が適用されるもの	163,000円	12,074円

③ 商品（標準税率が適用されるもの）に係る輸入仕入高 2,200,000円

2,200,000円には引取りに係る税関に納付した消費税額156,000円及び地方消費税額44,000円が含まれている。

④ 上記③につき当期に税関から還付を受けた消費税額7,800円及び地方消費税額2,200円

⑤ 特定課税仕入れに係る支払対価の額 1,000,000円

外国法人α社に依頼した商品広告宣伝に係る費用であり、事業者向け電気通信利用役務の提供に該当する。

(3) 債権の貸倒れ額 150,000円

前々期の課税売上高（標準税率が適用されるもの）に係る債権の貸倒れに係るものである。

- (4) 償却債権取立益 250,000円

前々期の課税売上高（標準税率が適用されるもの）につき前期において貸倒れの税額控除の適用を受けたもので当期に回収したものである。

- (5) 上記以外の事項

- ① 甲社の役員Aに対して商品（標準税率が適用されるもの、通常の販売価額367,500円、仕入価額294,000円）を贈与している。
- ② 甲社の役員Bに対して商品（標準税率が適用されるもの、通常の販売価額525,000円、仕入価額315,000円）を270,000円で販売している。

 **解 答**

I 課税標準額

- 1 7.8%

- (1) 課税資産の譲渡等

- ① 適格請求書 220,000,000

- ② その他（割戻し）

みなし	低額
294,000 (※1) + 525,000 (※2) = 819,000	
(※1) $367,500 \times 50\% = 183,750 < 294,000$	
(※2) $525,000 \times 50\% = 262,500 \leq 270,000$	
	$315,000 > 270,000$

- ③ 合 計

$$\begin{aligned} & \text{①} + \text{②} = 220,819,000 \\ & 220,819,000 \times \frac{100}{110} = 200,744,545 \end{aligned}$$

- (2) 特定課税仕入れ 1,000,000

- (3) 合 計

$$(1) + (2) = 201,744,545 \rightarrow 201,744,000 \text{ (千円未満切捨)}$$

- 2 6.24%

- (1) 適格請求書 324,000,000

$$324,000,000 \times \frac{100}{108} = 300,000,000 \text{ (千円未満切捨)}$$

- 3 合 計

$$1 + 2 = 501,744,000$$

II 課税標準額に対する消費税額

1 積上げ

(1) 適格請求書

$$\begin{array}{r}
 7.8\% \qquad 6.24\% \\
 20,000,000 + 24,000,000 = 44,000,000 \\
 44,000,000 \times 78\% = 34,320,000
 \end{array}$$

2 1以外 (=割戻し、特定課税仕入れ)

(1) 課税資産の譲渡等

$$\begin{array}{r}
 \text{みなし} \quad \text{低額} \\
 294,000 + 525,000 = 819,000 \\
 819,000 \times \frac{100}{110} = 744,545
 \end{array}$$

(2) 特定課税仕入れ

$$1,000,000$$

(3) 合計

$$(1) + (2) = 1,744,545 \rightarrow 1,744,000 \text{ (千円未満切捨)}$$

$$1,744,000 \times 7.8\% = 136,032$$

3 合計

$$1 + 2 = 34,456,032$$

III 控除過大調整税額

$$250,000 \times \frac{7.8}{110} = 17,727$$

IV 控除対象仕入税額**【課税売上割合】**

1 課税

$$(1) 200,744,545 + 300,000,000 = 500,744,545$$

$$(2) 220,000 \times \frac{100}{110} + 324,000 \times \frac{100}{108} = 500,000$$

$$(3) (1) - (2) = 500,244,545 > 500,000,000 \quad \therefore \text{按分必要}$$

2 非課税

$$100,500,000$$

$$3 \quad \frac{1}{1+2} = \frac{500,244,545}{600,744,545} = 0.8327\cdots < 95\%$$

【課税仕入れ等の税額の合計額】

1 課税仕入れ等の区分

(1) 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの

① 課税仕入れ

イ 7.8% 7,000,000

ロ 6.24% 600,000

ハ 合計

イ+ロ=7,600,000

$7,600,000 \times 78\% = 5,928,000$

② 特定課税仕入れ $1,000,000 \times 7.8\% = 78,000$

③ 課税貨物 156,000

④ 仕入返還等

イ 7.8% 10,181

ロ 6.24% 12,074

ハ 合計

イ+ロ=22,255

$22,255 \times 78\% = 17,358$

⑤ 引取還付 7,800

(2) その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの

$500,000 \times 78\% = 390,000$

(3) 共通して要するもの

① 課税仕入れ

イ 7.8%

(イ) 適格請求書 2,400,000

(ロ) 帳簿のみ 詳細は後日学習予定

通勤手当 日当

$96,982 + 455 = 97,437$

(ハ) 合計

(イ) + (ロ) = 2,497,437

ロ 6.24%

(イ) 適格請求書 11,400,000

ハ 合計

イ+ロ=13,897,437

$13,897,437 \times 78\% = 10,840,000$

② 80%控除対象 詳細は後日学習予定

消費者		免税事業者
$21,200 \times \frac{7.8}{110}$	(切捨)	$7,000 \times \frac{7.8}{110}$
$\times 80\%$		$\times 80\%$
$= 1,202.4$		$= 396.8$
(1,202.4→1,202)		(396.8→397)

(4) 合計

① 課税仕入れ

$$7,600,000 + 500,000 + 13,897,437 = 21,997,437$$

$$21,997,437 \times 78\% = 17,158,000$$

② 80%控除対象 1,599

③ 特定課税仕入れ 78,000

④ 課税貨物 156,000

⑤ 仕入返還等 17,358

⑥ 引取還付 7,800

2 個別対応方式

$$5,928,000 + 78,000 + 156,000 - 17,358 - 7,800 + (10,840,000 + 1,599) \times \frac{500,244,545}{600,744,545} = 15,164,723$$

3 一括比例配分方式

$$(17,158,000 + 1,599 + 78,000 + 156,000) \times \frac{500,244,545}{600,744,545} - 17,358 \times \frac{500,244,545}{600,744,545} - 7,800 \times \frac{500,244,545}{600,744,545} = 14,462,832$$

4 判定

$$2 > 3 \quad \therefore 15,164,723$$

V 返還等対価に係る税額

1 7.8% 20,000

2 6.24% 24,000

3 合計

$$1 + 2 = 44,000$$

$$44,000 \times 78\% = 34,320$$

VI 貸倒れに係る税額

$$150,000 \times \frac{7.8}{110} = 10,636$$

VII 差引税額

$$34,456,032 + 17,727 - (15,164,723 + 34,320 + 10,636) = 19,264,080$$

$$\rightarrow 19,264,000 \text{ (百円未満切捨)}$$

VIII 納付税額

$$19,264,000$$

〈メ モ〉

テーマ 1 課税の対象の概要

項目及び内容	参照条文	重要度
1-1 課税の対象の概要		
① 概要	——	——

1-1 課税の対象の概要



ポイント整理

① 概要

間接税である消費税は、その流通の過程で二重三重に税金が課されないように、多段階累積控除という方法により、「預かった消費税額」から「支払った消費税額」を控除し、「納付税額」を計算する。

このため、消費税法の学習において、最も重要な論点は、どの取引に消費税が課され、どの取引に消費税が課されないのかを正確に分類することである。

そこで、まず第一に全ての取引を「課税の対象となる取引」と「課税の対象とならない取引（＝不課税取引）」とに分類することから始める。

消費税の課税の対象は、「国内取引」と「輸入取引」からなっており、「国外取引」は、課税の対象とはならない。

テーマ 2 国内取引の課税の対象

項目及び内容	参照条文	重要度
2-1 課税の対象の概要		
① 国内取引の課税の対象	法4①	☆☆☆
② 用語の意義	法2①八等	☆☆☆
③ 国内取引の課税の対象の4要件	—————	☆☆☆
2-2 国内取引の判定		
① 資産の譲渡等の場合	法4③一～三、 令6①～③	☆☆☆
② 特定仕入れの場合	法4④	☆☆
2-3 事業者が事業として行うもの		
① 概要	—————	—
② 事業者が事業として行うもの	—————	☆☆☆
③ 付随行為	令2③	☆☆☆
2-4 対価を得て行うもの		
● 対価を得て行うもの	—————	☆☆☆
2-5 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供		
● 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供	—————	☆
2-6 資産の譲渡等の範囲		
① 資産の譲渡等に類する行為 (上級コースでは、No.1第3回で詳細を学習予定) (速修コースでは、No.5第3回で詳細を学習予定)	法2①八、令2①	☆
② 収用	令2②	☆☆
③ 付随行為	令2③	☆
2-7 みなし譲渡		
① 概要	—————	—
② みなし譲渡	法4⑤	☆☆☆

2-1 課税の対象の概要



ポイント整理

① 国内取引の課税の対象（法4①）

国内において事業者が行った**資産の譲渡等**（特定資産の譲渡等を除く。）及び**特定仕入れ**（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。）には、**消費税**を課する。

② 用語の意義

(1)	資産の譲渡等 (法2①八)	事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として一定のものを含む。）をいう。
(2)	特定仕入れ (法4①)	事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。
(3)	特定資産の譲渡等 (法2①八の二)	事業者向け電気通信利用役務の提供及び特定役務の提供をいう。
(4)	電気通信利用役務の提供 (法2①八の三)	資産の譲渡等のうち、電気通信回線を介して行われる著作物の提供その他の電気通信回線を介して行われる役務の提供（電話、電信その他の通信設備を用いて他人の通信を媒介するものを除く。）であって、他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われるもの以外のものをいう。
(5)	事業者向け電気通信利用役務の提供 (法2①八の四)	国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、その役務の性質又は取引条件等からその役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいう。
(6)	特定役務の提供 (法2①八の五、 令2の2)	資産の譲渡等のうち、国外事業者が行う演劇その他の一定の役務の提供（注1、2）をいう。 （注1）映画等の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供のうち、国外事業者が他の事業者に対して行うもの（不特定多数の者に対して行うものを除く。）とする。 （注2）電気通信利用役務の提供を除く。

③ 国内取引の課税の対象の4要件

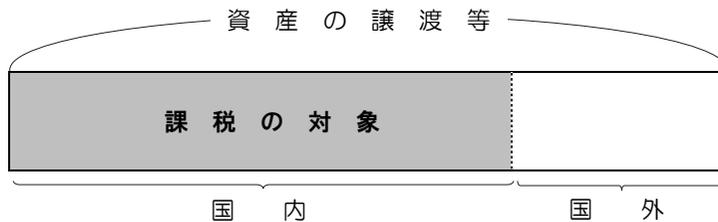
- (1) 国内において行うものであること
- (2) 事業者が事業として行うものであること
- (3) 対価を得て行うものであること
- (4) 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であること

※ 「特定資産の譲渡等」及び「特定仕入れ」については考慮していない。

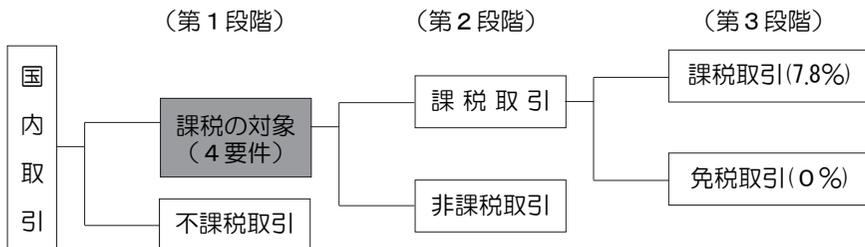
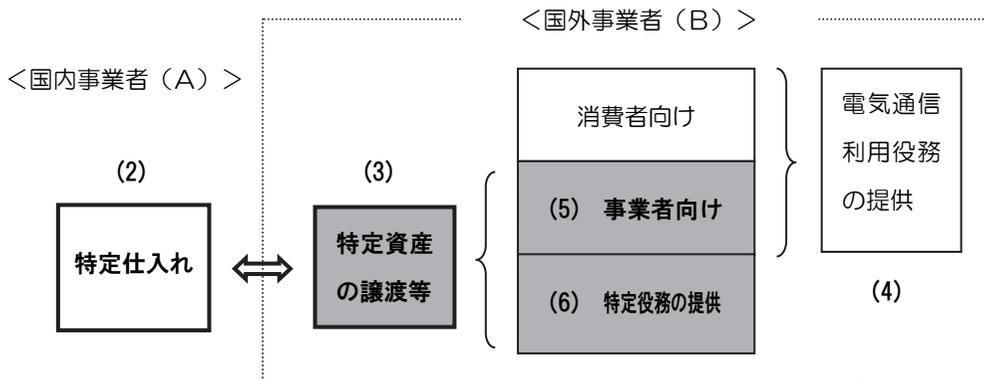
**※1 国内取引の課税の対象（資産の譲渡等）**

国内取引の課税の対象は、「国内において事業者が行った資産の譲渡等」である。

この場合の「資産の譲渡等」とは、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」である。

**※2 「消費税を課する」とは？**

法4①の「消費税を課する。」とは、言わば、課税の「対象に置く（消費税法を適用する）」ことを意味する表現であり、「課税の対象＝7.8%課税取引」にはならないことに注意する。

《国内取引の分類》**※3 用語の意義（「特定資産の譲渡等」と「特定仕入れ」の関係）**

(注) 上記カッコ数字はP. 30を参照。

● **参考通達**

(1) 国外事業者の範囲（基通1-6-1）

国外事業者とは、所得税法上の非居住者である個人事業者、法人税法上の外国法人をいうのであるから、例えば、これらの事業者が、国内に電気通信利用役務の提供を行う事務所等を有していたとしても国外事業者に該当する。

(2) 電気通信利用役務の提供（基通5-8-3）

電気通信利用役務の提供とは、例えば、次のようなものが該当する。

- ① インターネットを介した電子書籍の配信
- ② インターネットを介して音楽・映像を視聴させる役務の提供
- ③ インターネットを介してソフトウェアを利用させる役務の提供
- ④ インターネットのウェブサイト上に他の事業者等の商品販売の場所を提供する役務の提供
- ⑤ インターネットのウェブサイト上に広告を掲載する役務の提供
- ⑥ 電話、電子メールによる継続的なコンサルティング

(注) 電気通信利用役務の提供に該当しない「他の資産の譲渡等の結果の通知その他の他の資産の譲渡等に付随して行われる役務の提供」には、例えば、次のようなものが該当する。

- イ 国外に所在する資産の管理・運用等について依頼を受けた事業者が、その管理等の状況をインターネット等を利用して依頼者に報告するもの
- ロ ソフトウェア開発の依頼を受けた事業者が、国外においてソフトウェアの開発を行い、完成したソフトウェアについてインターネット等を利用して依頼者に送信するもの

(3) 事業者向け電気通信利用役務の提供（基通5-8-4）

事業者向け電気通信利用役務の提供とは、例えば、次のようなものが該当する。

- ① インターネットのウェブサイト上への広告の掲載のようにその役務の性質から通常事業者向けであることが客観的に明らかなもの
- ② 役務の提供を受ける事業者に応じて、各事業者との間で個別に取引内容を取り決めて締結した契約に基づき行われる電気通信利用役務の提供で、契約において役務の提供を受ける事業者が事業として利用することが明らかなもの

(注) 消費者に対しても広く提供されるような、インターネットを介して行う電子書籍・音楽の配信又は各種ソフトウェアやゲームを利用させるなどの役務の提供は、インターネットのウェブサイト上に掲載した規約等で事業者のみを対象とするものであることを明示していたとしても、消費者からの申込みが行われ、その申込みを事実上制限できないものについては、その取引条件等からは事業者向け電気通信利用役務の提供に該当しない。

(4) 職業運動家の範囲（基通5-8-5）

令2の2《特定役務の提供の範囲》に規定する「職業運動家」には、運動家のうち、いわゆるアマチュア、ノンプロ等と称される者であっても、競技等の役務の提供を行うことにより報酬・賞金を受ける場合には、これに含まれる。

（注）運動家には、陸上競技などの選手に限られず、騎手、レーサーのほか、大会などで競技する囲碁、チェス等の競技者等が含まれる。

(5) 特定役務の提供から除かれるもの（基通5-8-6）

特定役務の提供は、国外事業者が他の事業者に対して行う役務の提供であっても不特定かつ多数の者に対して行うものは除かれる。

したがって、例えば、国外事業者である音楽家自身が国内で演奏会等を主催し、不特定かつ多数の者に役務の提供を行う場合において、それらの者の中に事業者が含まれていたとしても、特定役務の提供には該当しない。

(6) 特定役務の提供を行う者の仲介等（基通5-8-7）

特定役務の提供は、令2の2《特定役務の提供の範囲》に規定する役務の提供が該当するのであるから、例えば、次のものは該当しない。

- ① 特定役務の提供を受ける者が、特定役務の提供を行う者との契約の締結等のために、特定役務の提供を行う者以外の者に依頼する仲介等
- ② 特定役務の提供を受ける者が、特定役務の提供を行う者の所属していた法人その他の者に支払う移籍料等と称するものを対価とする取引で、権利の譲渡又は貸付けに該当するもの

2-2 国内取引の判定



ポイント整理

① 資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）の場合

(1) 資産の譲渡又は貸付け（法4③一、令6①）

原則	譲渡又は貸付けが行われる 時 における、 その資産の所在場所
例外	船舶、航空機、特許権等である場合には、その譲渡又は貸付けが行われる 時 における、 登録機関の所在地 その他一定の所在地等

(2) 役務の提供（(3)を除く。）（法4③二、令6②）

原則	役務の提供が行われた 場所
例外	その役務の提供が国際運輸、国際通信等で役務の提供が行われた場所が明らかでないものは、一定の場所

(3) 電気通信利用役務の提供（法4③三）

電気通信利用役務の提供を 受ける者の住所等 ただし、その住所等がないときは、国外で行われたものとする。

(4) 金銭の貸付け等（令6③）

貸付け等を行う者の 事務所等の所在地

② 特定仕入れの場合（法4④）

①(2)又は(3)の場所 ただし、一定の場合は、この限りでない。

※1 特定仕入れ（特定役務の提供）に係る内外判定は、**役務の提供が行われた場所**（①(2)）で行う。

※2 特定仕入れ（事業者向け電気通信利用役務の提供）に係る内外判定は、電気通信利用役務の提供を**受ける者の住所等**（①(3)）で行う。

1 資産の譲渡又は貸付けの場合の例外の細目（令6①）

資産等の種類	判定場所
船 舶	船舶の登録機関の所在地
航 空 機	航空機の登録機関の所在地
鉱 業 権	鉱区の所在地
租 鉱 権	租鉱区の所在地
採 石 権 等	採石場の所在地
樹 木 採 取 権	樹木採取区の所在地
特 許 権	登録機関の所在地 〔 2以上の国で登録している場合には、 権利の譲渡又は貸付けを行う者の住所地 〕
実 用 新 案 権	
意 匠 権	
商 標 権	
回 路 配 置 利 用 権	
育 成 者 権	
上記権利の利用権等	
公 共 施 設 等 運 営 権	公共施設等の所在地
著 作 権	譲渡又は貸付けを行う者の住所地
特別の技術による生産方式 (ノウハウ)	
営 業 権	権利に係る事業を行う者の住所地
漁 業 権	
入 漁 権	
有 価 証 券 (一定のものを除く。)	有価証券の所在場所
登 録 国 債	登録機関の所在地
振替機関等が取り扱う 有価証券等又は持分	振替機関等の所在地
振替機関等が取り扱わない 券面のない有価証券又は持分	有価証券又は持分に係る法人の本店、主たる事務所の 所在地等
金 銭 債 権	金銭債権に係る債権者の事務所等の所在地
ゴルフ場利用株式等	ゴルフ場等の所在地
上記のほかその所在場所が明 らかでない場合（令6①十）	譲渡又は貸付けを行う者の事務所等の所在地

※ { 住 所 等……住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地
住 所 地……住所、本店若しくは主たる事務所の所在地
事務所等の所在地……事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地



有価証券等の譲渡に係る国内取引の判定は、平成30年度税制改正においてその取扱いが明確化された。

《有価証券等の譲渡に係る内外判定》

		判定場所		M1-2
振替機関等の取扱い	あり	振替機関等の所在地 (注) 重複上場有価証券等は一定の場所		← 1(1)⑦ハ
	なし	券面あり	有価証券の所在場所	← 1(1)⑦イ
		券面なし	有価証券又は持分に係る法人の本店、主たる事務所の所在地等	← 1(1)⑦ニ

振替機関等の取扱いがあるものは、券面の有無にかかわらず、振替機関等の所在地で判定することとなる。

《理論マスター（抜粋）イメージ》

⑦ 次の資産

- イ 有価証券（ハ、ヘを除く。）…有価証券の所在場所
※1
- ハ 振替機関等が取り扱う一定の有価証券等又は持分（ロ、ヘを除く。）
※2 ※3 ※4
…振替機関等の所在地（重複上場有価証券等にあつては一定の場所）
※5 ※6
- ニ 一定の有価証券又は持分（ロ、ハを除く。）
※3 ※4 ※1
…有価証券又は持分に係る法人の本店、主たる事務所の所在地等※7

※1 カッコ書きで、「ハを除く」とあるため、「イ」及び「ニ」では振替機関等が取り扱わないものを指す。

※2 「振替機関等」とは？

社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項（定義）に規定する国内振替機関及びこれに類する外国の機関をいう。

※3 「一定の」有価証券とは？

「有価証券に表示されるべき無券面の権利」や「株主又は投資主となる権利等」などもあるため、「一定の」と表現している。

※4 「持分」とは？

合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員の持分その他法人の出資者の持分をいう。

※5 「重複上場有価証券等」とは？

複数の振替機関等により取り扱われる有価証券等（国内の振替機関と国外の振替機関とで重複して取り扱われるもの）をいう。

※6 「一定の場所」とは？

重複上場有価証券等のうち、売買の決済に際して振替に係る業務が国内振替機関又は国内振替機関に係る口座管理機関において行われるものにあつてはその国内振替機関の所在地で判定し、それ以外は、その外国の機関の所在地が国内にあるかどうかにより判定する。

（注）重複上場有価証券等の譲渡に係る内外判定

		判定場所
①	売買の決済に際して振替業務が、国内振替機関又は国内振替機関に係る口座管理機関において行われる	国内振替機関の所在地
②	①以外	外国の機関の所在地

※7 原則として、有価証券等を発行した法人の本店所在地を指すが、これに準ずるものとして、国債や地方債については、これらが発行した国や中央銀行、地方公共団体の所在地で判定する。

設 例（有価証券等に係る内外判定）

甲社（本店は国内に所在する。）が行う次の各取引が、消費税法第4条に規定される国内取引に該当するかどうかを理由とともに述べなさい。

- (1) 内国法人A株式（日本の振替機関で取扱う有価証券であり、券面はない）を譲渡する行為
- (2) 外国法人B株式（海外の振替機関で取扱う有価証券であり、券面はない）を譲渡する行為
- (3) 内国法人C株式（振替機関で取扱うものではなく、株券の所在場所は日本である。）を譲渡する行為
- (4) 内国法人D株式（振替機関で取扱うものではなく、券面はない）を譲渡する行為
- (5) 内国法人E株式（重複上場有価証券等に該当する。）を他の外国法人に譲渡しており、その売買の決済に際しては国内の振替機関において振替業務が行われている。
- (6) ゴルフ会員権（アメリカに所在するゴルフ場に係るものである。）を譲渡する行為

解 説

有価証券等を譲渡した場合の内外判定のポイントは、振替機関等の取扱いの有無である。

〔(1)について〕

振替機関等が取り扱う有価証券に該当し、振替機関等の所在地が国内であるため、国内取引に該当する。

〔(2)について〕

振替機関等が取り扱う有価証券に該当し、振替機関等の所在地が国外であるため、国内取引に該当しない。

〔(3)について〕

有価証券の所在場所が国内であるため、国内取引に該当する。

〔(4)について〕

有価証券に係る法人（内国法人D）の本店所在地が国内であるため、国内取引に該当する。

〔(5)について〕

振替業務が国内振替機関において行われるものであるため、国内取引に該当する。

〔(6)について〕

ゴルフ場の所在地が国外（アメリカ）であるため、国内取引に該当しない。

2 役務の提供の場合の例外の細目（令6②）

役務の提供の種類	判定場所
国際運輸	出発地、発送地又は到着地のいずれか
国際通信	発信地又は受信地のいずれか
国際郵便等	差出地又は配達地のいずれか
保険	保険会社の保険契約に係る事務所等の所在地
生産設備等の建設又は製造に関する調査、企画、立案等に係る役務の提供 〔専門的な科学技術に関する知識を必要とするものに限る。〕	建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所
上記のほか役務の提供が国内及び国外にわたって行われるものその他の役務の提供が行われた場所が明らかでないもの (令6②六)	役務の提供を行う者の事務所等の所在地

(1) 電気通信利用役務の提供に係る内外判定 (基通5-7-15の2)

電気通信利用役務の提供が国内において行われたかどうかの判定は、電気通信利用役務の提供を受ける者の住所等が国内にあるかどうかにより判定するのであるから、事業者が行う次のような電気通信利用役務の提供であっても、国内取引に該当する。

なお、電気通信利用役務の提供を受ける者の住所等が国内にあるかどうかについては、電気通信利用役務の提供を行う事業者が、客観的かつ合理的な基準に基づいて判定している場合にはこれを認める。

- ① 国内に住所を有する者に対して、その者が国外に滞在している間に行うもの
- ② 内国法人の国外に有する事務所に対して行うもの

 **設 例 (電気通信利用役務の提供に係る内外判定)**

次の問について、選択欄から正解を選んで、その理由を述べなさい。

- (3) 当社 (内国法人) は、インターネットを介しての音楽、映像の配信サービス事業を営んでおり、国内に旅行に来ている外国人旅行者A (国内に住所又は居所を有しない者) に対して音楽の配信を行いました。

この音楽配信に係る取引について、消費税法令の適用はどのようになりますか。

《選択欄》

課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外 (不課税取引)

(平成28年度本試験問題)

 **解 説**

(選択欄) 左記以外 (不課税取引)

(理由等)

当該音楽配信は、資産の譲渡等に該当する。また、電気通信利用役務の提供に該当し、その電気通信利用役務の提供を受ける者の住所等が国外であるため、国外取引となり、不課税取引に該当する。

⇒参考P. 32 (2) 基通5-8-3②

(2) 特定仕入れに係る内外判定（平成28年度改正）（法4④）

特定仕入れに係る国内取引の判定については、事業者向け電気通信利用役務の提供は「役務の提供を受ける者の住所等」、また、特定役務の提供は「役務の提供が行われた場所」が国内にあるかどうかにより行うこととなっている。

ただし、「特定仕入れのうち事業者向け電気通信利用役務の提供で一定のもの」については、国内取引に該当するかの判定場所は次のとおりとされている。

《特定仕入れ（事業者向け電気通信利用役務の提供）に係る国内取引の判定》

- イ 国外事業者が恒久的施設（※1）で行う特定仕入れのうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものは、国内で行われたものとする。
- ロ 事業者(国外事業者を除く。)が国外事業所等（※2）で行う特定仕入れのうち、国外において行う資産の譲渡等にのみ要するものは、国外で行われたものとする。
- （※3）**

（※1）恒久的施設

所法2①八の四（定義）又は法22の十九（定義）に規定するものをいう。

（※2）国外事業所等

所法95④一又は法69④一に規定するものをいう。

（※3） 国外取引として課税対象外となるものについては、国外取引であることが明白なものに限る観点から、国外において行う資産の譲渡等にのみ要することを要件としている。

【図 解】

事業者向け電気通信利用役務の提供を受ける者		平成27年度改正	平成28年度改正
内国法人	本店	○	○
	海外支店	○	×
外国法人	本店	×	×
	日本支店	×	○

← 上記ロ

← 上記イ

○…国内取引（リバースチャージあり）

×…国外取引（リバースチャージなし）

《特定仕入れに係る内外判定の改正背景》

電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準については、平成27年度改正において、役務の提供を受ける者の住所等が国内か国外かにより判定することとされたため、内国法人の国外支店や外国法人の国内支店といったように、支店において受ける役務の提供についても、本店の所在地により内外判定が行われていた。

こうした中、内国法人の国外支店が国外事業者から受ける電気通信利用役務の提供について、実質的に国外で役務提供を受けているにもかかわらず、消費税の課税対象とされることに対する事務負担に配慮する観点から、内外判定の見直しが行われたものである。

① 国外事業者の恒久的施設で行う特定仕入れに係る内外判定（基通5-7-15の3）

国外事業者の恒久的施設で行う特定仕入れ（事業者向け電気通信利用役務の提供に限る。以下同じ。）について、その特定仕入れが国内及び国外において行う資産の譲渡等に共通して要するものである場合には、国内取引に該当する。

② 国内事業者の国外事業所等で行う特定仕入れに係る内外判定（基通5-7-15の4）

事業者（国外事業者を除く。）の国外事業所等で行う特定仕入れが国内において行われたかどうかの判定は、その特定仕入れを行った日の状況により行うのであるから、その特定仕入れを行った日において国外において行う資産の譲渡等にのみ要するものであることが明らかなもののみが国外取引に該当する。

③ 消費者向け電気通信利用役務の提供の内外判定基準

事業者向け電気通信利用役務の提供以外のもの（＝消費者向け電気通信利用役務の提供）については、提供者（国外事業者）が購入者の用途を取引時点で把握することは困難であることに加え、事業者による取引規模も僅少と考えられることから、上記の平成28年度改正による措置の対象外となる。

したがって、国内取引に該当するかどうかは「役務の提供を受ける者の住所等」で判定する。

④ 特定役務の提供の内外判定基準

特定役務の提供については、上記の平成28年度改正による措置の対象外となる。

したがって、国内取引に該当するかどうかは「役務の提供が行われた場所」で判定する。



《理論マスター（抜粋）イメージ》

国内取引の判定は、特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき

1.(2)又は(3)の場所が国内にあるかどうかにより行う。

※1 ※2

ただし、次の場合は、この限りでない。※3

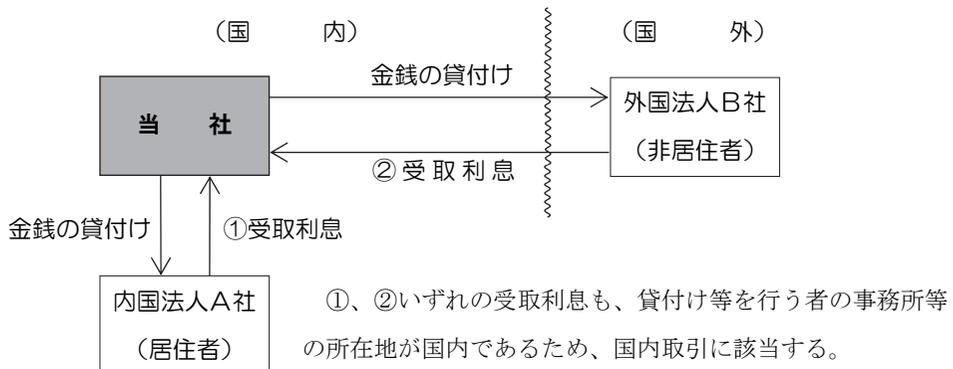
- ※1 「1(2)」とは、特定仕入れのうち特定役務の提供に係る判定場所を指す。
 ※2 「1(3)」とは、特定仕入れのうち事業者向け電気通信利用役務の提供に係る判定場所を指す。

		判 定 場 所
特定仕入れ	特定役務の提供を受けること	役務の提供が行われた場所
	事業者向け電気通信利用役務の提供を受けること	役務の提供を受ける者の住所等

- ※3 事業者向け電気通信利用役務の提供のうち一定のもの（平成28年度改正P.41参照）に留意する。

3 金銭の貸付け等

利子を対価とする金銭の貸付け等の場合の内外判定は「その貸付け等を行う者の事務所等の所在地」で行うため、貸付けの相手方が非居住者であっても、貸し付けた者の事務所等の所在地が国内であれば国内取引に該当する。



2-3 事業者が事業として行うもの



ポイント整理

① 概要

法人においては、その行う行為は全て「事業として」に該当するため、各取引について「事業者が事業として」の要件を満たしているか否かの判定をする必要はない。

一方で、個人事業者においては、事業者の立場と消費者の立場の二面性があるため、各取引について「事業者が事業として」の要件を満たしているか否かの判定を行わなければならない。

※ 個人事業者の論点については、上級コースはNo.1 第3回で、速修コースはNo.5 第3回で詳細学習予定

② 事業者が事業として行うもの

法人	事業活動を行う目的で設立されるものであるため、 その行う行為は全て「事業として」 に該当する。
個人事業者	「事業者の立場」と「消費者の立場」の二面性があり、 「事業者の立場」で行う行為のみ が「事業として」に該当する。

③ 付随行為 (令2③)

資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供を含むものとする。(詳細はテーマ2-6 (P.53) にて学習)

(1) 事業としての意義（基通5-1-1）

「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供が反復、継続、独立して行われることをいう。

- (注) 1 個人事業者が生活の用に供している資産を譲渡する行為は「事業として」には該当しない。
- 2 法人が行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供は、その全てが、「事業として」に該当する。

(2) 個人事業者と給与所得者の区分（基通1-1-1）

事業者とは自己の計算において独立して事業を行う者をいうため、雇用契約等に基づき、給与を対価として役務の提供を行う者は、事業者には該当しない。

 **留意点**

給与を対価とする役務の提供は不課税取引となる。

2-4 対価を得て行うもの

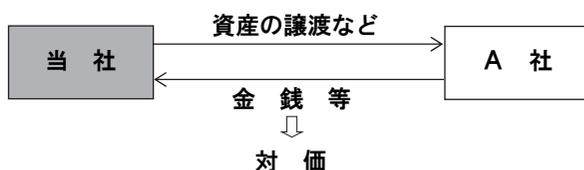


ポイント整理

● 対価を得て行うもの（基通5-1-2）

意義	「対価を得て」とは、 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に対して反対給付を受けることをいう。
----	--

※ 「対価を得て行う」とは？



対 価 性 の な い 取 引	(1) 保険金、共済金等（基通5-2-4） (2) 損害賠償金（基通5-2-5） (3) 立退料（基通5-2-7） (4) 配当金（基通5-2-8） (5) 寄附金・祝金・見舞金等（基通5-2-14） (6) 補助金・助成金等（基通5-2-15） (7) 保証金・権利金等（返還義務があるもの）（基通5-4-3） (8) 収用に伴う収益補償金・移転補償金・経費補償金等（基通5-2-10）
--------------------------------------	---

(1) 損害賠償金 (基通5-2-5)

課税の対象とならないもの (=不課税取引)	心身又は資産につき加えられた損害の発生に伴い受ける損害賠償金
対価性のあるもの	① 損害を受けた棚卸資産等が加害者に引き渡される場合で、その棚卸資産等がそのまま又は軽微な修理を加えることにより使用できるときにその加害者から收受する損害賠償金 ② 無体財産権の侵害を受けたことにより收受する損害賠償金 ③ 不動産等の明渡しの遅滞により收受する損害賠償金


設 例 (損害賠償金)

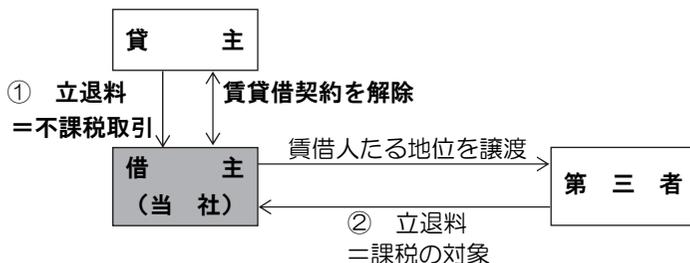
- ① 雑収入 (300,000円) は、損害を受けた商品 (課税資産) につき加害者Aから受け取った損害賠償金である。なお、その商品については、軽微な修理を加えることにより使用できることから、Aに対して引き渡している。
- ② 雑収入 (1,200,000円) は、甲社所有の商標権 (日本でのみ登録されている) を、内国法人B社が甲社の承諾もなく無断で使用したため、その代償としてB社から受け取った損害賠償金である。
- ③ 雑収入 (150,000円) は、当課税期間中に賃貸借契約を解除したマンション (居住用) の賃借人Cが明渡しの期日から1月遅れて退去したため、Cから受け取った通常の家賃の1.5倍に相当する損害賠償金である。
- ④ 雑収入 (200,000円) は、甲社が店舗の賃借人Dと締結していた賃貸借契約をDが中途解約することになったため、契約に基づき受け取った賃貸料相当額の解約金である。


解 説 ① **課** 300,000円 ② **課** 1,200,000円 ③ **非** 150,000円 ④ **処理なし**

- ① Aから受け取った損害賠償金は、損害を受けた商品が軽微な修理を加えることにより使用できることからその商品をAに対して引き渡しており、実質的に資産の譲渡の対価に該当するものであるため課税の対象となり、課税取引となる。
- ② B社から受け取った損害賠償金は、商標権の侵害を受けたことにより受け取るものであり、実質的に資産の貸付けの対価 (権利の使用料) に該当するものであるため課税の対象となり、課税取引となる。
- ③ Cから受け取った損害賠償金は、不動産の明渡しの遅滞により受け取るものであり、実質的に資産の貸付けの対価に該当するものであるため、課税の対象となる。
なお、居住用であるため非課税取引となる。
- ④ Dから受け取った解約金は、建物の賃貸借契約の中途において解約された場合に受け取るものであり、賃貸料の逸失利益に対する補填であるため、不課税取引となる。

(2) 立退料 (基通5-2-7)

課税の対象とならないもの (=不課税取引)	建物等の賃借人が建物等の契約の解除に伴い賃貸人から収受する立退料
対価性のあるもの	建物等の賃借人たる地位を賃貸人以外の第三者に譲渡した場合に収受する立退料



立退料は、原則として資産の譲渡等の対価に該当しないが、②の場合の立退料は、資産の譲渡等の対価に該当することになる。

(3) 借家保証金、権利金等 (基通5-4-3)

建物又は土地等の賃貸借契約等の締結又は更改に当たって受ける保証金、権利金、敷金又は更改料(更新料を含む。)のうち返還しないこととなるものは、権利の設定の対価であるから資産の譲渡等の対価に該当するが、賃貸借契約の終了等に伴って返還することとされているものは、資産の譲渡等の対価に該当しない。

課税の対象とならないもの (=不課税取引)	返還義務のあるもの
対価性のあるもの	返還義務のないもの

(4) 解約手数料等 (基通5-5-2)

予約の取消し、変更等に伴って予約を受けていた事業者が収受するキャンセル料、解約損害金等は、逸失利益等に対する損害賠償金であり、資産の譲渡等の対価に該当しないが、解約手数料、取消手数料等を対価とする役務の提供のように、資産の譲渡等に係る契約等の解約又は取消し等の請求に応じ、対価を得て行われる役務の提供は、資産の譲渡等に該当する。

課税の対象とならないもの (=不課税取引)	予約の取消し、変更等に伴うキャンセル料、解約損害金 (例) 土地売買契約の破棄に伴い収受する違約金 宿泊旅館の予約変更に伴い収受する違約金
対価性のあるもの	上記の請求等に応ずる事務手数料 (解約手数料、取消手数料、払戻手数料等)

(注) 上記の対価が区分されずに一括授受されている場合は、全体が不課税取引とされる。

(5) 会費、組合費等、入会金 (基通5-5-3、5-5-4)

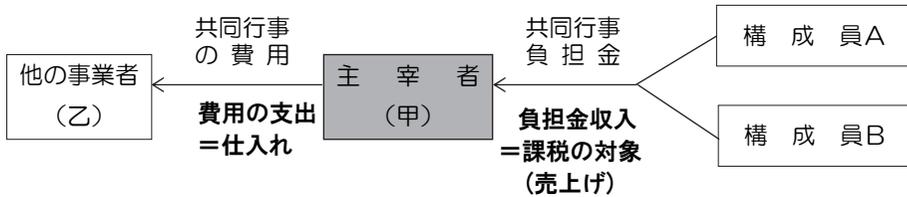
同業者団体、組合等がその構成員から受ける会費、組合費等、入会金(返還しないものに限る。)については、その同業者団体、組合等がその構成員に対して行う役務の提供等との間に明白な対価関係があるかどうかによって資産の譲渡等の対価であるかどうかを判定する。

(6) ゴルフクラブ等の入会金 (基通5-5-5)

ゴルフクラブ、宿泊施設その他レジャー施設の利用又は一定の割引率で商品等を販売するなど会員に対する役務の提供を目的とする事業者が会員等の資格を付与することと引換えに収受する入会金(返還しないものに限る。)は、資産の譲渡等の対価に該当する。

(7) 共同行事に係る負担金等 (基通5-5-7)

同業者団体等の構成員が共同行事に要した費用を賄うためにその共同行事の主宰者がある参加者から收受する負担金等については、その主宰者において資産の譲渡等の対価に該当する。

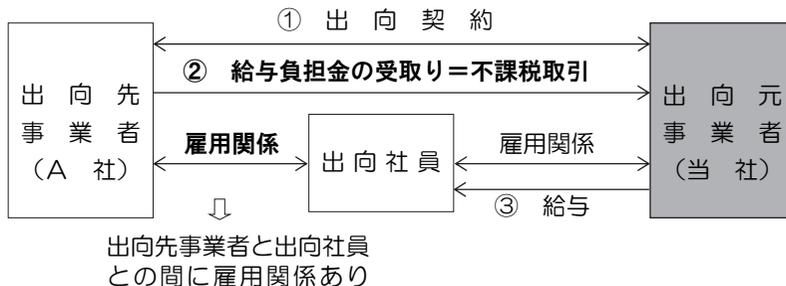


ただし、その共同行事のために要した費用の全額について、その共同行事への参加者ごとの負担割合があらかじめ定められている場合において、その主宰者が收受した負担金等について資産の譲渡等の対価とせず、その負担割合に応じて各参加者ごとにその共同行事を実施したものとして、その負担金等につき仮勘定として経理したときは、これを認める。

(8) 出向先事業者が支出する給与負担金 (基通5-5-10)

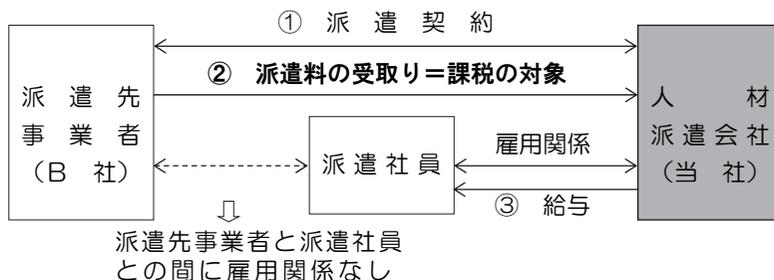
出向先事業者が給与負担金を出向元事業者に支出したときは、その給与負担金の額は、その出向先事業者における出向者に対する給与として取り扱う。

(注) この取扱いは、出向先事業者が実質的に給与負担金の性質を有する金額を経営指導料等の名義で支出する場合にも適用する。



(9) 労働者派遣に係る派遣料 (基通5-5-11)

派遣会社が派遣先から收受する派遣料等の金銭は、資産の譲渡等の対価に該当する。



《派遣料と給与負担金》

課税の対象とならないもの (=不課税取引)	給与、給与負担金 (通勤手当等に該当する部分を除く。)
対価性のあるもの	労働者派遣に伴い收受する派遣料

2-5 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供



ポイント整理

● 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供

資産の譲渡	<p>資産の譲渡とは、資産につきその同一性を保持しつつ、他人に移転させることをいう。</p> <p>ゆえに、権利の消滅又は価値の減少は、資産の譲渡には該当しない。</p> <p>(注) 資産の交換は、資産の譲渡に該当する。(基通5-2-1)</p>
資産の貸付け	<p>資産の貸付けとは、賃貸借や消費貸借などの契約により、資産を他の者に貸付けたり、使用させる一切の行為(電気通信利用役務の提供を除く。)をいい、資産に係る権利の設定も含まれる。(法2②)</p> <p>(注) 資産に係る権利の設定</p> <p>アパートを貸付ける際の礼金や、ビルや事務所を貸付ける際の権利金の受取り等をいい、地上権、地役権、工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)の使用権等、又は、著作物に係る出版権の設定も含まれる。(基通5-4-2)</p>
役務の提供	<p>役務の提供とは、請負契約、運送契約、寄託契約などに基づいて労務、便益などのサービスを提供することをいう。</p>

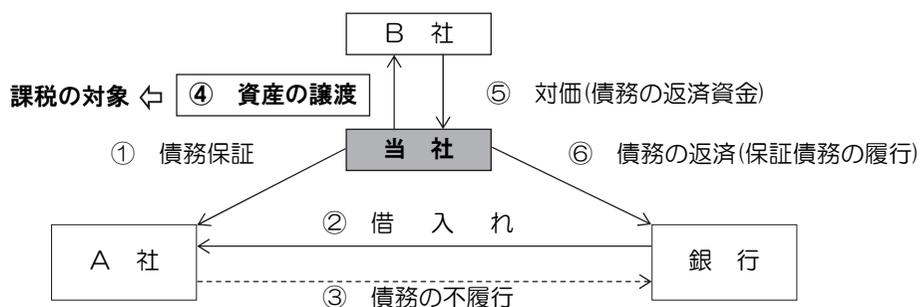
(1) 非居住者が行う取引（基通5-1-11）

非居住者が行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供であっても、それが事業として対価を得て行われるものであるときは、資産の譲渡等に該当する。

(2) 保証債務等を履行するために行う資産の譲渡（基通5-2-2）

資産の譲渡は、その原因を問わない。

したがって、他の者の債務の保証を履行するために行う資産の譲渡又は強制換価手続により換価された場合の資産の譲渡であっても、事業として対価を得て行われる資産の譲渡に該当する。



A社の銀行からの借入れについて当社が債務保証を行った場合に、A社が債務の履行を行わなかったときは、当社がA社の債務を弁済することになる。

2-6 資産の譲渡等の範囲



ポイント整理

① 資産の譲渡等に類する行為 (法2①八、令2①)

(上級コースでは、No.1第3回、速修コースでは、No.5第3回で詳細を学習予定)

② 収用 (令2②)

土地収用法等に基づいて所有権等を収用され、権利取得者から補償金を取得した場合には、対価を得て資産の譲渡を行ったものとする。

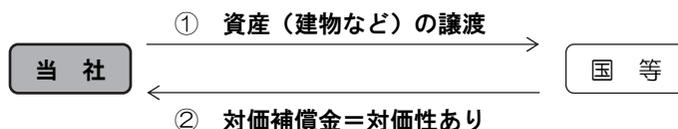
③ 付随行為 (令2③)

資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供を含むものとする。

1 収用

収用とは、道路建設等の公共事業を円滑に行うために、土地収用法等の規定により、国や地方公共団体等が半強制的に土地や建物等を買収することをいう。

本来、補償金は対価性のない収入として不課税取引に該当するが、土地や建物の譲渡の見返りとして収受する対価補償金は対価性があるものとして取り扱う。



● 対価補償金等（基通5-2-10）

資産の譲渡等となる補償金とは、いわゆる対価補償金のみを指すのであるから、収益補償金、移転補償金、経費補償金等は資産の譲渡等の対価に含まれない。

《補償金の具体例》

課税の対象とならないもの （＝不課税取引）	収益補償金、経費補償金、移転補償金等
対価性のあるもの	対価補償金

- ① 対価補償金→資産（建物など）の譲渡対価として交付されるもの
- ② 収益補償金→減少する収益等を補填するために交付されるもの
- ③ 移転補償金→移転に要する費用を補填するために交付されるもの
- ④ 経費補償金→休廃業等により生ずる事業上の費用又は収用等の目的となった資産以外の資産の損失の補填に充てるために交付されるもの

2 付随行為（基通5-1-7）

個人事業者の場合には、「〇〇業を営んでいる」といったときの〇〇業が、「事業として」に該当するのであるが、例えば、事業活動の一環として、又はこれに関連して行われるものも「事業として」に含まれることになる。

- (1) 職業運動家、作家、映画・演劇等の出演者等で事業者該当するものが対価を得て行う他の事業者の広告宣伝のための役務の提供
- (2) 職業運動家、作家等で事業者該当するものが対価を得て行う催物への参加又はラジオ放送、テレビ放送等に係る出演その他これらに類するものための役務の提供
- (3) 事業の用に供している建物、機械等の売却
- (4) 利子を対価とする事業資金の預入れ
- (5) 事業遂行のための取引先又は使用人に対する利子を対価とする金銭等の貸付け
- (6) 新聞販売店における折込広告
- (7) 浴場業、飲食業等における広告の掲示

2-7 みなし譲渡



ポイント整理

① 概要

課税の対象の4要件を全て満たした場合に「課税の対象」となるわけだが、その4要件を満たさずに課税の対象となるものがある。これを「みなし譲渡」という。

みなし譲渡は、4要件を満たしていないが、消費税法上、「事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。」と規定されていることから課税の対象となる。

② みなし譲渡（法4⑤）

次の行為は、**事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。**

個人事業者	個人事業者の 家事消費等
法人	法人の その役員 に対する資産の 贈与

※1 「その」役員とは？

自社の役員を指す。

※2 その他注意点

(1) 自社使用等（基通5-2-12）

事業者が自己の広告宣伝又は試験研究等のために商品等を消費又は使用する行為は、資産の譲渡に該当しない。

(2) 役員に対する無償譲渡等（基通5-3-5）

みなし譲渡は、法人がその役員に資産を無償で譲渡した場合をいい、無償貸付け、無償による役務の提供は、みなし譲渡とはならない。

(3) 資産の無償貸付け（基通5-4-5）

個人事業者又は法人が、資産の貸付けを行った場合において、その資産の貸付けに係る対価を収受しないこととしているときは、その資産の貸付けを受けた者がその個人事業者の家族又はその法人の役員であっても、資産の譲渡等に該当しない。

テーマ 3 輸入取引の課税の対象

項目及び内容	参照条文	重要度
3-1 課税の対象の概要		
① 輸入取引の課税の対象	法4②	☆☆☆
② みなし引取り	法4⑥、令7	☆

3-1 課税の対象の概要



ポイント整理

① 輸入取引の課税の対象 (法4②)

保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

- ※1 保税地域 (法2①二)
関税法に規定する保税地域をいう。
- ※2 外国貨物 (法2①十)

輸出の場合	輸出の許可を受けた貨物をいう。
輸入の場合	外国から本邦に到着した貨物で輸入が許可される前のものをいう。

② みなし引取り (法4⑥、令7)

保税地域からの引取り とみなす場合	保税地域において外国貨物が消費又は使用された場合には、その消費又は使用した者がその消費又は使用の時にその外国貨物を保税地域から引き取るものとみなす。
保税地域からの引取り とみなさない場合	(1) その外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費又は使用された場合 (2) 関税法の規定により税関職員が採取した外国貨物の見本をその検査のために消費又は使用する場合 (3) 食品衛生法等の規定により権限のある公務員が収去した外国貨物をその権限に基づいて消費又は使用する場合

※ 外国貨物と課税貨物

課税貨物とは、保税地域から引き取られる外国貨物のうち、輸入取引の非課税の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。



1 輸入取引の課税の対象

輸入取引の課税の対象には、国内取引のような「要件」はない。

したがって、消費者が輸入する場合や、無償で輸入する場合であっても、課税の対象となる。

(1) 保税地域

資産を輸入する際には、国内に陸揚げした後、各種の検査を通過しなければならない。

したがって、陸揚げしてすぐ課税すると、検査を通過しなかったもの等について税金を戻す等の手間がかかってしまう。そこで、課税を一時保留して、資産を保管する場所を設けており、これを「保税地域」という。

《保税地域の種類》	① 指定保税地域
	② 保税蔵置場
	③ 保税工場
	④ 保税展示場
	⑤ 総合保税地域

(2) 無償による貨物の輸入等（基通5-6-2）

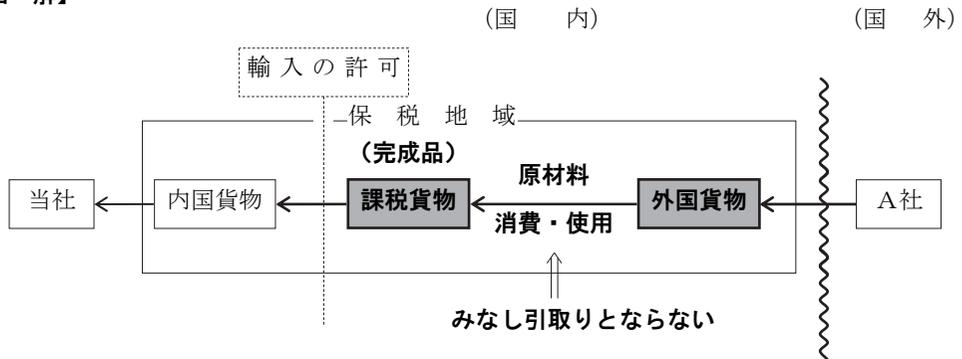
保税地域から引き取られる外国貨物については、国内において事業者が行った資産の譲渡等の場合のように、「事業として対価を得て行われる」ものには限られない。

したがって、保税地域から引き取られる外国貨物に係る対価が無償の場合又は保税地域からの外国貨物の引取りが事業として行われるものではない場合のいずれについても課税の対象となる。

2 引取りとみなさない場合

保税地域において外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費又は使用された場合には、その課税貨物（完成品）を保税地域から引き取る際に消費税が課税されるため、二重課税を排除するために引取りとみなさないこととしている。

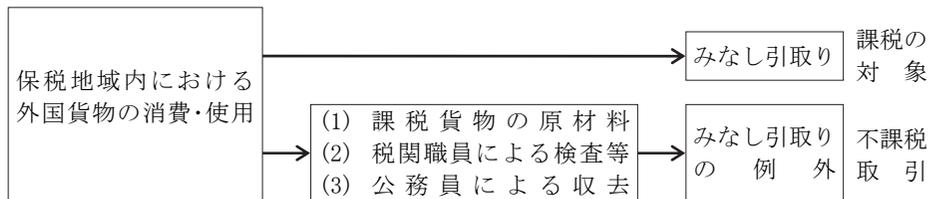
【図解】



※ 保税地域において外国貨物が亡失又は滅失した場合（基通5-6-4）

保税地域にある外国貨物が災害等により亡失又は滅失した場合には、みなし引取りの規定は適用されない。

3 みなし引取りのまとめ



トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ
問題1~6

問題 1 インボイス制度（シートあり）

— 50分 —

基礎

商品（課税資産）の卸小売業を営む甲株式会社（適格請求書発行事業者に該当する。以下「甲社」という。）の当課税期間（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）において行った取引のうち、消費税に関するものは、次の〔資料〕のとおりである。

この〔資料〕に基づいて、各問にそれぞれ答えなさい。

問 1

甲社の当課税期間における納付すべき消費税額を計算しなさい。

ただし、課税標準額に対する消費税額及び売上げの返還等対価に係る税額の計算は、「割戻し計算」により行うものとし、仕入れに係る消費税額及び仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額の計算にあつては、「積上げ計算」により行うものとする。

問 2

甲社の当課税期間における課税標準額、課税標準額に対する消費税額、売上げの返還等対価に係る税額及び貸倒れに係る税額を計算しなさい。

ただし、課税標準額に対する消費税額及び売上げの返還等対価に係る税額の計算にあつては「積上げ計算」により行うものとする。

〔資料〕**1 計算に当たっての前提事項**

- (1) 甲社は、設立以来課税事業者には該当しており、税込経理方式を採用している。
- (2) 取引等は、特に指示のある場合を除き、次のとおりとする。
 - ・ 国内において行われたものとする。
 - ・ 課税仕入れの相手方は、全て適格請求書発行事業者であるものとする。
 - ・ 他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等（消費税法第2条に規定するものをいい、以下「軽減税率対象資産の課税仕入れ」という。）は無いものとする。
- (3) 前期以前は、課税期間における課税売上高が5億円を超える場合又は課税売上割合が95%未満の場合の課税期間は、個別対応方式を採用している。
- (4) 甲社は、当課税期間中に行った課税売上げ及びその返還等については、その相手方に対して適格請求書及び適格返還請求書を交付しその写しの保存を、課税仕入れ等及びその返還等については、その事実を明らかにする帳簿及び請求書等並びに適格返還請求書の保存をそれぞれ適法に行っている。
- (5) 甲社は、簡易課税制度選択届出書を提出したことはない。

- (6) 「消費税額等」とは、甲社が課税資産の譲渡等の相手方に交付した又は課税仕入れにつき他の事業者から交付を受けた適格請求書及びそれぞれに係る適格返還請求書に記載された消費税額等（課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及びその消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額の合計額として一定の方法により計算した金額）をいうものとする。

2 甲社の収入（その返還等を含む）に関する事項

- (1) 売上高 782,995,000円

上記金額の内訳は、次のとおりである。

- ① 国内の取引先に対する商品売上高 780,340,000円（うち消費税額等70,940,000円）
- ② 国外の取引先に対する商品輸出売上高 2,600,000円
- ③ 甲社の役員Aに対する商品売上高 55,000円

なお、この商品の通常の販売価額は132,000円、仕入価額は112,200円である。

- (2) 売上返品値引高 23,410,200円（うち消費税額等2,128,200円）

国内の商品売上げに係る返品及び値引きである。

- (3) 受取利息 4,000円

普通預金及び定期預金の利息である。

- (4) 受取家賃 3,168,000円（うち消費税額等288,000円）

店舗の賃貸料収入である。

- (5) 土地売却益 40,000,000円

本社移転に伴い不要となった土地を120,000,000円で売却したことによるものである。

- (6) 有価証券売却益 300,000円

内国法人の社債を9,000,000円で売却したことによるものである。

3 甲社の支出（その返還等を含む）に関する事項

- (1) 仕入高 641,404,500円

上記金額の内訳は、次のとおりである。

- ① 国内における商品仕入高 455,504,500円（うち消費税額等41,409,500円）
- ② 海外からの輸入による商品仕入高 185,900,000円

引取りに際して税関に納付した消費税額13,182,000円及び地方消費税額3,718,000円が含まれている。

- (2) 仕入返品値引高 16,386,700円（うち消費税額等1,489,700円）

国内における商品仕入れに係る返品及び値引きである。

- (3) 広告宣伝費 515,900円
上記金額の内訳は、次のとおりである。
- ① 商品販売に係るネット広告費用 426,800円（うち消費税額等38,800円）
国内のインターネット関連サービス会社に支払ったものであり、電気通信利用役務の提供に該当するものである。
- ② 顧客に配布する商品名入り文房具の購入費用 89,100円（うち消費税額等8,100円）
- (4) 接待交際費 1,018,000円
上記金額は、国内での飲食宿泊費等718,000円（うちゴルフ場利用税2,500円、うち消費税額等65,045円）、贈答用品（飲食料品）の購入費199,000円（うち消費税額等14,740円）、得意先に対する慶弔金101,000円の合計額である。
- (5) その他の販管費 13,076,000円
上記金額のうち、課税仕入れに該当する費用は11,246,000円（うち消費税額等1,022,363円）である。
- (6) 土地売却手数料 462,000円（うち消費税額等42,000円）
土地の売却に際し、不動産仲介会社に支払ったものである。
- (7) 有価証券売却手数料 74,470円（うち消費税額等6,770円）
社債の売却に際し、証券会社に支払ったものである。

4 その他の事項

- (1) 甲社の役員Bに対して商品（通常の販売価額は220,000円、仕入価額は176,000円）を贈与したが未処理である。
- (2) 前々課税期間における国内商品販売に係る売掛金495,000円が販売先の倒産により貸倒れとなっている。
- (3) 「接待交際費」及び「その他の販管費」のうち、課税仕入れに該当するものは、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものとする。

問題 2 国内取引の判定・その 1- 3分 - **基礎**

次の取引のうち、国内取引となるものに○、ならないものに×を付しなさい。

なお、外国法人については特に指示があるものを除き、国内に支店等を有していないものとする。

また、役務の提供にあつては、電気通信利用役務の提供には該当しないものとする。

- (1) 外国法人が、日本にある土地を内国法人に譲渡した。
- (2) 内国法人が、ハワイにある土地を外国法人に譲渡した。
- (3) 外国法人が、ハワイにある土地を内国法人に譲渡した。
- (4) 内国法人が、日本にある商品を外国法人に譲渡した。
- (5) 外国法人が、ニューヨークにある商品を内国法人に譲渡した。
- (6) 内国法人が、日本にある建物を内国法人に貸し付けた。
- (7) 内国法人が、ハワイにある建物を内国法人に貸し付けた。
- (8) 内国法人（運送会社）が、アメリカから中国へ荷物を輸送した。
- (9) 外国法人（運送会社）が、フィリピンから日本へ荷物を輸送した。
- (10) 内国法人（電話会社）が、日本から香港の外国法人への国際電話に係る料金を収受した。
- (11) 外国法人（電話会社）が、ロンドンから広島の内国法人への国際電話に係る料金を収受した。
- (12) 内国法人が、国内で製造した製品を国内において他の事業者へ販売した。
- (13) 内国法人が、国内で製造した製品を海外の事業者へ輸出販売した。
- (14) 内国法人が、国内で製造した製品を海外支店において販売した。
- (15) 内国法人が、所有する特許権（日本とドイツで登録している）を他の内国法人に貸し付けた。
- (16) 外国法人が、所有する特許権（アメリカで登録している）を内国法人に貸し付けた。
- (17) 外国法人が、所有する特許権（日本とドイツで登録している）を内国法人に貸し付けた。
- (18) 内国法人が、他の内国法人からの依頼に基づき国内において広告宣伝（国内の雑誌に広告を掲載）を行った。
- (19) 内国法人が、他の内国法人からの依頼に基づき国外において広告宣伝（国外の雑誌に広告を掲載）を行った。
- (20) 内国法人が、外国法人からの依頼に基づき国内において広告宣伝（国内の雑誌に広告を掲載）を行った。
- (21) 内国法人が、外国法人からの依頼に基づき国外において広告宣伝（国外の雑誌に広告を掲載）を行った。
- (22) 内国法人が、外国法人に対して金銭を貸し付けた。

なお、この貸付けに係る契約の締結は、その内国法人の本社財務部において行っている。

- (23) 外国法人が、内国法人に対して金銭を貸し付けた。

なお、この貸付けに係る契約の締結は、その外国法人の本社財務部において行っている。

<メ モ>

問題3 国内取引の判定・その2

- 3分 -

応用

内国法人である甲株式会社（国外に支店等を有していない。以下「甲社」という。）は当課税期間において次の取引を行っているが、次の取引のうち国内取引となるものに○、ならないものに×を付しなさい。

なお、外国法人については、国内に支店等を有していないものとする。

また、役務の提供にあつては、電気通信利用役務の提供には該当しないものとする。

- (1) 甲社は、国内の販売代理店Xに対して海外の事業者から注文のあった製品を、その国内の販売代理店Xへ譲渡した。

なお、甲社から販売代理店Xへの製品の引渡は国内で行われており、その海外の事業者への製品の輸出は、販売代理店Xが行っている。

- (2) 甲社は、タイの製造委託業者が製造した製品を仕入れて、国内に搬入せずにロシアの顧客に譲渡した。

- (3) 甲社は、自社が開発したノウハウを外国法人に貸し付けた。

- (4) 甲社は、外国法人が開発したノウハウを借り受けた。

- (5) 甲社は、他の内国法人に対して有する債権（貸付金）を外国法人に譲渡した。

なお、この譲渡に係る契約の締結は、甲社の本社財務部において行っている。

- (6) 甲社は、南アフリカに所在する採石場に係る採石権を他の内国法人に譲渡した。

- (7) 甲社は、他の内国法人からの依頼により国外におけるダムの建設のための地質調査を行い、調査料を收受した（建設に必要な資材はすべて国外で調達されている。）

- (8) 甲社は、アメリカ国債（アメリカの振替機関が取り扱うものである。）の利子を收受した。

- (9) 甲社は、外国法人が有する商品（国内に所在）を国内において運送した。

- (10) 甲社は、外国法人所有の国内に所在するテナントビルを賃借した。

- (11) 甲社は、海外工場拡張のため、内国法人が海外に所有する土地を賃借した。

なお、この借受けに係る契約の締結は国内において行われている。

- (12) 甲社は、内国法人の株式（国内の振替機関が取り扱うものである。）を他の内国法人に譲渡した。

- (13) 甲社は、外国法人の株式（国外の振替機関が取り扱うものである。）を他の外国法人に譲渡した。

- (14) 甲社は、内国法人の株式（国内の振替機関が取り扱うものである。）を外国法人に譲渡した。

- (15) 甲社は、外国法人の株式（国外の振替機関が取り扱うものである。）を内国法人に譲渡した。

- (16) 甲社は、内国法人の株式（振替機関が取り扱うものではなく、発行された株券は甲社本店において保管している。）を他の内国法人に譲渡した。

- (17) 甲社は、外国法人の株式（振替機関が取り扱うものではなく、株券は発行されていない。）を他の内国法人に譲渡した。

- (18) 甲社は、国内に所在するゴルフ場の会員権（ゴルフ場利用株式等）を外国法人に譲渡した。

- (19) 甲社は、国外に保管されている日本国籍の航空機（日本で登録されている航空機）を外国法人に譲渡した。
- (20) 甲社は、国外において製品販売を開始するに当たり、内国法人のコンサルタント会社（国外に支店等を有していない。）にコンサルタント料（現地での市場調査、企業調査並びに、国内での情報提供の業務を包括的に行う契約であり、契約書及び請求書等において、業務ごとにその報酬は区分されていない。）を支払った。

問題 4

国内取引の判定・電気通信利用役務の提供等—⌚5分—

応用

次の各問について、国内取引となるものに○、ならないものに×を付しなさい。

問 1

- (1) 内国法人（A）が、外国法人（B）に対して電気通信利用役務の提供を行った。
- (2) 内国法人（A）が、国外の消費者（C）に対して電気通信利用役務の提供を行った。
- (3) 外国法人（B）が、国内の消費者（D）に対して電気通信利用役務の提供を行った。
- (4) 内国法人（A）が、国内の消費者（D）に対して電気通信利用役務の提供を行った。
- (5) 外国法人（B）が、内国法人（A）に対して電気通信利用役務の提供以外の役務の提供（役務の提供地は明らかではない）を行った。

問 2

- (1) 外国法人（B）が、内国法人（A）に対して事業者向け以外の電気通信利用役務の提供を行った。
- (2) 内国法人（A）が、外国法人（B）から事業者向け以外の電気通信利用役務の提供を受けた。

問 3

- (1) 内国法人（A）が、外国法人（B）に対してインターネットを介して行う電子書籍の配信を行った。
- (2) 外国法人（B）が、内国法人（A）に対してインターネットを介して行う英会話教室の配信を行った。
- (3) 内国法人（A）が、外国法人（B）の日本支店に対してインターネットを介して行う電子書籍の配信（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当しない。）を行った。
- (4) 外国法人（B）が、内国法人（A）の海外支店に対してインターネットを介して行う英会話教室の配信（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当しない。）を行った。
- (5) 内国法人（A）が、東京に旅行に来ている外国人旅行者（日本国内に住所又は居所を有していない者）に対してインターネットを介して行う電子書籍の配信を行った。
- (6) 外国法人（B）が、アメリカに旅行に来ている日本人旅行者（日本国内に住所を有している者）に対してインターネットを介して行う電子書籍の配信を行った。
- (7) 外国法人（B）が、内国法人（A）に対して著作権の貸付けを行った。なお、この貸付けは、著作物の受け渡しをインターネット回線を使用して行ったものであり、クラウド上のデータを利用させるものではない。
- (8) 外国法人（B）が、内国法人（A）に対してインターネットを介して行う事業者向けの専門誌（電子書籍）の配信（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当しない。）を行った。

問 4

- (1) 外国法人（B）の日本支店（法人税法に規定する恒久的施設に該当する）が、外国法人（C）からインターネットクラウドサービスを受け、その利用料を支払った。

なお、当該クラウドサービスは、当該日本支店と外国法人（C）との間で取引条件等を定めた直接契約により行われているものであり、事業者向け電気通信利用役務の提供に該当する。

当該日本支店は、外国法人（C）から受けたクラウドサービスを、日本国内での資産の譲渡等のために利用している。

- (2) 内国法人（A）の海外支店（国外事業所等に該当する）が、外国法人（B）からインターネットを介して行う英会話教室の配信を受けた。

なお、当該役務提供は、内国法人（A）の海外支店が当該支店での接客に必要なものとしてその英会話教室を利用するもの（国外における資産の譲渡等にものみ利用するもの）であり、当該役務の提供の内容については、取引当事者間で個別に取り決めて締結した契約に基づいて行われているものであることから、事業者向け電気通信利用役務の提供に該当する。

- (3) 外国法人（B）の日本支店が、内国法人（A）からインターネットを介して行われる電子新聞（日本語版）の配信を受け、購読料を支払った。

なお、当該支店は、法人税法に規定する恒久的施設に該当する。

また、その電子新聞は当該支店が日本国内で取り扱っている商品の業界紙であり、この電子新聞の配信は、消費者も含め広く行われている。

問 5

- (1) 外国に住所を有する俳優が、日本の映画制作会社からの依頼を受け、日本国内で行われた制作中の映画の撮影に参加し、出演料報酬を受け取った。

- (2) 日本に住所を有する音楽家が、日本のイベント企画会社からの依頼を受け、国外で開催する同社主催のコンサートに出演し、出演料報酬を受け取った。

問題5 課税の対象・その1

- 6分 -

応用

次の取引のうち、課税の対象となるものを選びなさい。

なお、与えられた取引は、すべて原則課税を適用する課税事業者が国内において行っているものとし、課税売上割合は95%未満であるものとする。

- (1) 法人が、名誉が毀損されたことにつき、加害者から損害賠償金を収受した。
- (2) 法人が、配送中の商品につき加えられた損害の発生に伴い損害賠償金を収受した。
この損害賠償金は、商品の配達の委託先である運送業者が配達中の商品を破損したため収受したものである。なお、破損した商品は、当社が運送会社から回収し適切に廃棄処分した。
- (3) 法人が、店内に陳列中の商品につきパッケージの損傷を受けたことに伴い損害賠償金を収受した。
なお、損害を受けた商品は、加害者の故意によって損傷を受けたものであり、通常に使用できるため、加害者に引き渡している。
- (4) 法人が、所有する建物の明渡し遅滞により、賃借人である加害者から賃貸借契約に基づいて賃貸料の3倍相当額の損害賠償金を収受した。
- (5) 法人が、貸店舗の賃借人A社と店舗に係る賃貸借契約を締結していたが、A社が契約を中途解約することとなり、賃貸借契約に基づいて賃貸料相当額の解約金を受取った。
- (6) 法人が、特許権（日本でのみ登録されたものである。）を侵害されたことにより、加害者から損害賠償金を収受した。
- (7) 法人が、賃借していた店舗の賃貸借契約が解除されたことに伴い賃借人から立退料を収受した。
- (8) 法人が、賃借していた店舗の賃借人たる地位を他の事業者に対して譲渡したことに伴い立退料を他の事業者から収受した。
- (9) 法人が、自己の所有する土地付建物と他の法人が所有する土地付建物とを交換した。
- (10) 法人が、その有する土地付建物を収用されたことに伴い、国から対価補償金を収受した。
- (11) 法人が、上記(10)の収用に伴い、収益補償金及び経費補償金を収受した。
- (12) 法人が、自社の役員に対して棚卸資産を贈与した。
- (13) 法人が、自社の従業員に対して棚卸資産を贈与した。
- (14) 法人が、得意先の役員に対して棚卸資産を贈与した。
- (15) 法人が、自社の役員に対して社宅を無償で貸付けた。
- (16) 法人が、自社の製品を試験研究のために使用した。
- (17) 法人が、消費者に対して試供品を贈与した。
- (18) 法人が、自己の広告宣伝のために商品を見本品として使用した。
- (19) 法人が、前受金（商品販売に係るものである。）を収受した。
- (20) 法人が、マンションの貸付けに伴い、敷金（契約終了時に返還する契約である。）を収受した。
- (21) 個人事業者が、仕入商品を自己の生活の用に供した。
- (22) 個人事業者が、家事用資産を譲渡した。
- (23) 個人事業者が、事業の用に供している機械を売却した。

- (24) サラリーマンが、会社から給与の支給を受けた。
- (25) 法人が、国外事業者から提供を受けるインターネットを利用した法人向けオンライン会議サービス（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当する。）の利用料を支払った。
- (26) 法人が、国外事業者から提供を受けるインターネットを利用した法人向け業務効率化サービス（ソフトウェアの使用料であり、事業者向け電気通信利用役務の提供に該当する。）の利用料を支払った。
- (27) 法人が、国外事業者から提供を受けるインターネットを利用した飲食店予約サービス（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当する。）の利用料を支払った。
- (28) 法人が、国外事業者から提供を受けるインターネットを利用した広告掲載サービス（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当する。）の利用料を支払った。
- (29) 法人が、国外事業者から提供を受けるインターネットを利用した映像配信サービス（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当しない。）の利用料を支払った。
- (30) 法人が、国外事業者から提供を受けるインターネットを利用したオンラインストレージサービス（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当しない。）の利用料を支払った。

問題6 総合問題・その1（シートあり）

- 55分 -

総合

適格請求書発行事業者である甲株式会社（以下「甲社」という。）は、カー用品（以下「商品」という。）の卸・小売業を営んでいる法人であり、甲社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの当課税期間（事業年度）における取引の状況等は、次の【資料】のとおりである。

甲社の当課税期間における確定申告により納付すべき消費税額（以下「納付税額」という。）又は還付を受けるべき消費税額（以下「還付税額」という。）について、この資料に基づき、答案用紙の指示に従って「Ⅰ 課税標準額に対する消費税額の計算等」、「Ⅱ 仕入れに係る消費税額の計算等」、「Ⅲ 売上げの返還等対価に係る税額の計算」、「Ⅳ 貸倒れに係る税額の計算」、「Ⅴ 差引税額又は控除不足還付税額の計算」、「Ⅵ 納付税額又は中間納付還付税額の計算」において、それぞれの計算過程（内容を明示し、判断を要する部分については、その理由を含む。）を示して答えなさい。

【計算に当たっての前提事項】

- (1) 甲社は、会計帳簿における経理については、全て消費税及び地方消費税を含んだ金額により処理（税込経理）している。また、甲社は売上げに係る対価の返還等の金額及び仕入れに係る対価の返還等の金額について、課税資産の譲渡等の金額及び課税仕入れの金額から直接控除する経理処理は行っていない。
- (2) 取引等は、特に指示のある場合を除き、次のとおりとする。
 - ・国内において行われたものとする。
 - ・課税仕入れの相手方は、全て適格請求書発行事業者であるものとする。
 - ・他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等（消費税法第2条に規定するものをいい、以下「軽減税率対象資産の課税仕入れ」という。）は無いものとする。
 - ・収入及び支出において消費税等の経過措置により旧税率が適用される取引は無いものとする。
- (3) 納付税額の計算に当たって、消費税法令の規定に基づき適用される計算方法が2以上ある事項については、それぞれの計算方法による計算結果を示し、納付税額が最も少なくなる方法を採用するものとする。

ただし、課税標準額に対する消費税額の計算は、消費税法第45条第1項に規定する「総額割戻し計算」により行うものとし、課税仕入れに係る消費税額の計算にあつては、消費税法施行令第46条第1項に規定する「請求書等積上げ計算」により行うものとする。

なお、売上返還等に係る消費税額は割戻し計算によるものとし、仕入返還等に係る消費税額については積上げ計算によるものとする。

- (4) 当課税期間中の中間申告により納付すべき消費税額は、租税公課として経理されている。
- (5) 甲社は、前課税期間までの課税期間のうち課税売上割合が95%未満となる課税期間又は課税売上高が5億円を超える課税期間については、個別対応方式（消費税法第30条第2項第1号に規定する計算方法）により仕入れに係る消費税額の計算を行っている。

- なお、消費税法第30条第3項に規定する「課税売上割合に準ずる割合」の承認は受けていない。
- (6) 甲社は、「消費税課税事業者選択届出書」（消費税法第9条第4項に規定する届出書）及び「消費税簡易課税制度選択届出書」（消費税法第37条第1項に規定する届出書）を提出したことはない。
- (7) 課税仕入れ及び保税地域からの引取りに係る課税貨物について、課税資産の譲渡等にものみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等（以下「その他の資産の譲渡等」という。）にものみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの（以下「共通課税仕入れ」という。）の区分については、特に記載があるものを除き、資産の譲渡等との対応関係が明確であるものは、課税資産の譲渡等にものみ要するもの又はその他の資産の譲渡等にものみ要するものとし、これら以外のものは共通課税仕入れとする。
- (8) 「消費税額等」とは、他の事業者から交付を受けた適格請求書及び適格返還請求書に記載された消費税額等（課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及びその消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額の合計額として一定の方法により計算した金額）をいうものとする。
- (9) 課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等は、法令に従って保存されている。

【資料】

- (1) 甲社は、本社業務はすべて本社において行い、店舗においては商品の販売のみを行っている。
- (2) 甲社の当課税期間において中間申告した消費税額は1,298,800円である。
- (3) 甲社の当課税期間における損益計算書の内容は、次のとおりである。

損 益 計 算 書

(自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

(単位：円)

【 売 上 高 】		
売 上 高	438,189,695	
売 上 値 引 戻 り 高	3,959,600	434,230,095
【 売 上 原 価 】		
期 首 商 品 棚 卸 高	14,179,000	
当 期 商 品 仕 入 高	278,413,600	
仕 入 値 引 戻 し 高	2,373,000	
合 計	290,219,600	
期 末 商 品 棚 卸 高	21,406,000	268,813,600
売 上 総 利 益		165,416,495

【 販売費及び一般管理費 】

給与・賞与手当	96,784,655	
法定福利費	5,123,800	
福利厚生費	1,312,000	
旅費交通費	4,312,600	
交際費	3,124,000	
通信費	1,546,800	
減価償却費	2,066,200	
地代家賃	7,084,000	
租税公課	2,561,900	
荷造運賃	8,254,000	
広告宣伝費	2,085,540	
寄附金	2,825,000	
支払手数料	421,000	
貸倒損失	972,000	
その他の販売管理費	3,347,500	141,820,995
営業利益		23,595,500

【 営業外収益 】

受取利息配当金	150,100	
社宅使用料収入	2,457,000	
償却債権取立益	424,000	
雑収入	2,523,800	5,554,900

【 営業外費用 】

支払利息	462,800	462,800
経常利益		28,687,600

【 特別利益 】

固定資産売却益	1,163,000	1,163,000
---------	-----------	-----------

【 特別損失 】

固定資産売却損	3,780,000	
固定資産売却手数料	752,800	
有価証券売却損	300,000	
有価証券売却手数料	2,500	4,835,300
税引前当期利益		25,015,300

<損益計算書に関する付記事項>

イ 「売上高」の内訳は、次のとおりである。

(イ) 甲社の商品を取り扱う国内の店舗における売上高	276,490,900円
(ロ) 輸出免税の対象となる売上高	118,245,400円
(ハ) 甲社の商品を取り扱う国外の店舗における売上高	4,000,000円
(ニ) ファミリーセールによる売上高	39,415,100円

甲社は年に1度、ファミリーセールを実施しており、上記金額は甲社の従業員及びその親族に対して通常の販売価額の3割引で販売した売上高である。

(ホ) レジ袋の売上高	38,295円
-------------	---------

上記金額は、商品を購入した顧客の希望に応じ、1枚当たり税抜5円で販売しているレジ袋の売上高である。

ロ 「売上値戻り高」の内訳は、次のとおりである。

(イ) 上記イ(イ)の国内の店舗における当課税期間中の売上高に係るもの	2,254,200円
(ロ) 上記イ(ロ)の当課税期間中の売上高に係るもの	1,705,400円

ハ 「当期商品仕入高」の内訳は、次のとおりである。

(イ) 国内において仕入れた商品に係るもの	235,553,600円 (うち消費税額等21,413,963円)
(ロ) 国外から輸入し、保税地域から引き取った商品に係るもの	41,140,000円

上記金額には、引取りに際し税関に納付した消費税額2,917,200円及び地方消費税額822,800円が含まれている。

(ハ) 甲社の国外の店舗が行った現地における商品仕入高	1,685,055円
-----------------------------	------------

(ニ) 国内において仕入れたレジ袋の仕入高	34,945円 (うち消費税額等3,176円)
-----------------------	-------------------------

ニ 「仕入値戻し高」は、すべて当課税期間中の仕入に係るものであり、上記ハ(イ)の国内において仕入れた商品に係る値引高(うち消費税額等215,727円)である。

ホ 「給与・賞与手当」のうちには、課税仕入れに該当するものはない。

ヘ 「法定福利費」は、社会保険料及び労働保険料の合計額である。

ト 「福利厚生費」の内訳は、次のとおりである。

(イ) 国内の従業員全員を対象とした健康診断費用	280,800円 (うち消費税額等25,527円)
(ロ) 従業員慰安のための国内旅行費用	931,200円 (うち消費税額等73,200円)

上記金額には、宿泊旅館を変更したことに伴う違約金126,000円及び旅行会社に対して支払った取消事務手数料27,000円(うち消費税額等2,454円)が含まれている。

(ハ) 従業員に対して金銭により支出した慶弔金	100,000円
-------------------------	----------

チ 「旅費交通費」には、海外出張に係る旅費及び宿泊費が1,662,000円含まれているが、その他の金額2,650,600円(うち消費税額等240,963円)はすべて国内出張に係る旅費であり、共通課税仕入れに該当するものである。

リ 「交際費」には、商品販売に係る得意先が新店をオープンした際に贈った装花の購入費用22,000円（うち消費税額等2,000円）と祝金30,000円が含まれており、残額3,072,000円（うち消費税額等278,285円）は全て共通課税仕入れに該当する。

なお、上記残額のうち軽減税率対象資産の課税仕入れに該当するものが58,644円（うち消費税額等4,344円）含まれている。

ヌ 「通信費」には、国際電話料金305,100円が含まれているが、その他の金額1,241,700円（うち消費税額等112,881円）はすべて共通課税仕入れに該当するものである。

ル 「地代家賃」の内訳は、次のとおりである。

- (イ) 本社事務所の家賃 2,640,000円（うち消費税額等240,000円）
- (ロ) 指定保税地域内の商品保管用倉庫の家賃 528,000円（うち消費税額等48,000円）
- (ハ) ファミリーセール（上記イ(ニ)参照）を実施する際に賃借した会場の賃料
254,000円（うち消費税額等23,090円）
- (ニ) 本社の従業員用に借り上げた社宅の家賃 3,662,000円

なお、借り上げた社宅は、従業員に低額で貸付けている。（下記ツ参照）

ヲ 「荷造運賃」のうち課税仕入れに該当する金額は2,917,300円（うち消費税額等265,209円）であり、課税資産の譲渡等にものみ要するものに区分されるものである。

ワ 「広告宣伝費」の内訳は、次のとおりである。

- (イ) デジタルサイネージの掲載費用 58,640円（うち消費税額等5,330円）
上記金額は、最寄りの地下鉄駅構内に設置されている大型液晶モニターに商品の広告を掲載するための費用である。
- (ロ) 国外での商品販売の促進のため、国外の広告代理店に支出した雑誌広告掲載料 576,000円
- (ハ) 甲社のホームページに係るリスティング費用（検索されたキーワードと関連性の高いサイトを上位に表示できる仕組みを構築するための費用）及びS E O対策費用（自社サイトの上位表示を目指すための修正・最適化を実施するための費用）の合計額
1,450,900円（うち消費税額等131,900円）

当該リスティング費用及びS E O対策費用については、全額課税仕入れに該当するものであり、国内のシステム会社に依頼したものである。また、甲社のホームページには、商品に関する情報のみではなく会社の財務状況等に関する情報も掲載されている。

カ 「寄附金」は、老人ホームに対して寄贈した車椅子の購入費用2,760,000円、町内の神社への祭礼奉納金50,000円及び御神酒の購入費用15,000円（うち消費税額等1,363円）の合計額である。

コ 「支払手数料」の内訳は、次のとおりである。

- (イ) 不動産業者に支払った社宅（上記ル(ニ)参照）の賃貸借契約に係る仲介料
325,000円（うち消費税額等29,545円）

(ロ) 行政機関に支払った証明書発行手数料 96,000円

上記手数料は、法務局、税務署、市役所などに支払った登記簿謄本や納税証明書の発行手数料であり、消費税法別表第二第五号の規定により非課税とされる役務の提供に該当する。

タ「貸倒損失」は、商品販売に係る得意先の個人事業者丙（以下「丙」という。）が、当課税期間において自己破産の免責許可決定を受けたことにより、丙に対する当課税期間における商品の販売に係る売掛金の全額を回収することができないこととなったため、当該売掛金額を計上したものである。

レ「その他の販売管理費」のうち、課税仕入れに該当するものは2,379,000円（うち消費税額等216,272円）であり、すべて共通課税仕入れに該当するものである。

ソ「受取利息配当金」は、国内銀行の預金利息62,100円及び内国法人A社に対する出資に係る配当金88,000円の合計額である。

ツ「社宅使用料収入」は、借り上げた社宅は、従業員に低額で貸付けたことによるものである。（上記ル(ニ)参照）。

ネ「償却債権取立益」は、令和2年12月に国内において販売した商品に係る売掛金につき、前課税期間において回収不能となったことにより貸倒処理していたが、当課税期間に一部が回収できたことにより計上したものである。

ナ「雑収入」の内訳は、次のとおりである。

- | | |
|---|------------|
| (イ) 甲社が所有する商標権（国外で登録されている。）につき侵害を受けたことにより、外国法人B社（非居住者）から收受した権利の使用に係る損害賠償金 | 1,180,000円 |
| (ロ) 為替差益 | 369,200円 |
| (ハ) 内国法人C社に対して、一時的に貸付けた国内に所有する土地の賃貸料 | 408,200円 |
- なお、当該土地の貸付期間は3週間である。
- | | |
|---|----------|
| (ニ) 指定保税地域内に賃借している倉庫（上記ル(ロ)参照）において、内国法人D社の内国貨物を保管したことにより收受した保管料 | 259,200円 |
| (ホ) 決算時に生じた現金過不足残高の振替収入 | 7,200円 |
| (ヘ) 内国法人E社から收受した商品の売買契約破棄に伴う損害賠償金 | 300,000円 |

ラ「固定資産売却益」の内訳は、次のとおりである。

- | | |
|---|----------|
| (イ) 甲社が所有する土地につき、公共事業計画に基づく収用により譲渡したことにより計上したもの | 900,000円 |
|---|----------|
- これに伴い、甲社是对価補償金4,200,000円及び経費補償金840,000円を收受している。
- | | |
|---------------------------------------|----------|
| (ロ) 店舗で使用していた商品運搬車両の買換えをしたことにより計上したもの | 213,000円 |
|---------------------------------------|----------|
- なお、当該買換えにより従来から使用していた旧型車両を下取りに供しており、次の仕訳により処理している。

借 方	金 額	注	貸 方	金 額	注
車両運搬具	2,373,000円	2	車両運搬具	787,000円	1
			現 金	1,373,000円	
			固定資産売却益	213,000円	

(注1) 買換えに伴い下取りに供した旧型車両の帳簿価額である。

(注2) 買換えに伴い取得した新型車両の取得価額であり、当該金額に含まれる消費税額等は215,727円である。なお、その新型車両も商品運搬用に使用している。

(ハ) 本社で使用していた車両（帳簿価額200,000円、売却時の価額600,000円）を、甲社の役員に対して250,000円で売却したことにより計上したものは、50,000円
 ム 「固定資産売却損」及び「固定資産売却手数料」は、甲社所有の店舗及びその敷地を45,800,000円で売却したことにより計上したものであり、売却時における当該店舗の建物と敷地の時価の比は、3対7である。

なお、「固定資産売却手数料」は、共通課税仕入れに該当するものであり、当該金額に含まれる消費税額等は68,436円である。

ウ 「有価証券売却損」及び「有価証券売却手数料」は、国内上場の株式を2,500,000円で売却したことにより計上したものである。

なお、当該株式は日本の振替機関で取扱うものであり、売買目的で取得したものである。売却時の帳簿価額は2,800,000円であった。

また、「有価証券売却手数料」の金額に含まれる消費税額等は227円である。

解答編

問題 1 インボイス制度

問 1

I 課税標準額に対する消費税額の計算等

【課税標準額】

計 算 過 程		(単位：円)	
国内商品売上 低額譲渡 受取家賃 みなし			
$780,340,000 + 132,000 \times 1 + 3,168,000 + 176,000 \times 2 = 783,816,000$			
$783,816,000 \times \frac{100}{110} = 712,560,000$ (千円未満切捨)			
	売価	対価	
※ 1	$132,000 \times 50\% = 66,000$	$> 55,000$	
	仕入	対価	
	$112,200$	$> 55,000$	
	売価	仕入	
※ 2	$220,000 \times 50\% = 110,000$	$< 176,000$	
		金額	712,560,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程	(単位：円)	
	金額	55,579,680円
$712,560,000 \times 7.8\% = 55,579,680$	金額	

Ⅱ 仕入れに係る消費税額の計算等

【課税売上割合】

計 算 過 程		(単位：円)				
(1) 課税						
課税切捨前	輸出売上					
①	$712,560,000 + 2,600,000 = 715,160,000$					
国内商品売返						
②	$23,410,200 \times \frac{100}{110} = 21,282,000$					
③	$① - ② = 693,878,000 > 500,000,000 \quad \therefore \text{按分必要}$					
(2) 非課税						
受取利息 土地売却 社債売却						
$4,000 + 120,000,000 + 9,000,000 \times 5\% = 120,454,000$						
(3)	$\frac{(1)}{(1) + (2)} = \frac{693,878,000}{814,332,000} = 0.8520\cdots < 95\%$	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">割</td> <td style="text-align: right;">693,878,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合</td> <td style="text-align: right;">814,332,000円</td> </tr> </table>	割	693,878,000円	合	814,332,000円
割	693,878,000円					
合	814,332,000円					

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程		(単位：円)
〔課税仕入れ等の税額の合計額の計算〕		
(1) 課税仕入れ等の区分		
① 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの		
イ 課税仕入れ		
商品仕入高 ネット広告 配布文房具		
$41,409,500 + 38,800 + 8,100 = 41,456,400$		
$41,456,400 \times 78\% = 32,335,992$		
ロ 課税貨物		
輸入消費税		
$13,182,000$		
ハ 仕入返還等		
仕入返品値引		
$1,489,700 \times 78\% = 1,161,966$		
② その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの		
土地売却手数料 有価証券売却手数料		
$42,000 + 6,770 = 48,770$		
$48,770 \times 78\% = 38,040$		

③ 共通して要するもの

イ 7.8%

交際費 その他販管

$$65,045 + 1,022,363 = 1,087,408$$

ロ 6.24%

$$14,740$$

ハ イ+ロ=1,102,148

$$1,102,148 \times 78\% = 859,675$$

④ 合計

イ 課税仕入れ

(イ) 7.8%

$$41,456,400 + 48,770 + 1,087,408 = 42,592,578$$

(ロ) 6.24%

$$14,740$$

(ハ) (イ) + (ロ) = 42,607,318

$$42,607,318 \times 78\% = 33,233,708$$

ロ 課税貨物 13,182,000

ハ 仕入返還等 1,161,966

(2) 個別対応方式

$$(32,335,992 + 13,182,000 - 1,161,966) + 859,675 \times \frac{693,878,000}{814,332,000} = 45,088,539$$

(3) 一括比例配分方式

$$(33,233,708 + 13,182,000) \times \frac{693,878,000}{814,332,000} - 1,161,966 \times \frac{693,878,000}{814,332,000} = 38,559,919$$

(4) 判定

(2) > (3) ∴ 45,088,539

金額	45,088,539円
----	-------------

Ⅲ 売上げの返還等対価に係る税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	金額	1,659,996円
国内商品売返 $23,410,200 \times \frac{7.8}{110} = 1,659,996$		

IV 貸倒れに係る税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	35,100円
$495,000 \times \frac{7.8}{110} = 35,100$		

V 差引税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	8,796,000円
$55,579,680 - (45,088,539 + 1,659,996 + 35,100)$ $= 8,796,045 \rightarrow 8,796,000 \text{ (百円未満切捨)}$		

VI 納付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	8,796,000円

Ⅱ 売上げの返還等対価に係る税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	1, 659, 996円
国内商品売返 $2, 128, 200 \times 78\% = 1, 659, 996$		

Ⅲ 貸倒れに係る税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	35, 100円
$495, 000 \times \frac{7.8}{110} = 35, 100$		

【解答への道】

納付すべき消費税額の計算方法は、売上げと仕入れを税率ごとに区分し、売上税額から仕入税額を控除するといった消費税額の計算方法は、インボイス制度においても大きく変わることはない。

インボイス制度の導入により、消費税が課税される取引について適格請求書等の授受を行うことから、その適格請求書等に記載されている消費税額等（地方消費税額を含んだ消費税額をいう。）を基に、売上税額や仕入税額の計算が可能となるため、税額計算方法として従来からの割戻し計算に加えて、積上げ計算が導入されることとなった。

積上げ計算とは、相手方に交付したあるいは相手方から交付を受けた適格請求書又は適格簡易請求書（以下これらを併せて「適格請求書等」という。）の写しを保存している場合（適格請求書等に係る電磁的記録を保存している場合を含む。）には、これらの書類に記載した消費税額等の合計額に100分の78を掛けて算出した金額を売上税額や仕入税額とする方法である。

ただし、資産の譲渡等の時期の特例、みなし譲渡、低額譲渡の適用を受ける課税資産の譲渡等については、適用対象外とされている。

よって、売上税額の計算について積上げ計算を採用している場合でも、一部の課税資産の譲渡等については、割戻し計算を行う必要がある。

また、売上税額の計算方法において、「割戻し計算」と「積上げ計算」を併用することは認められているが、仕入税額の計算方法において、「積上げ計算」と「割戻し計算」を併用することはできない。

<メ モ>

問題 2 国内取引の判定・その 1

- (1) ○ 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国内
- (2) × 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国外
- (3) × 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国外
- (4) ○ 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国内
- (5) × 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国外
- (6) ○ 貸付けの時ににおける資産の所在場所が国内
- (7) × 貸付けの時ににおける資産の所在場所が国外
- (8) × 役務の提供が行われた場所が国外
- (9) ○ 到着地が国内
- (10) ○ 発信地が国内
- (11) ○ 受信地が国内
- (12) ○ 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国内
- (13) ○ 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国内
- (14) × 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国外（製造した場所で判定をしないこと）
- (15) ○ 貸付けを行う者の住所地が国内
- (16) × 登録機関の所在地が国外
- (17) × 貸付けを行う者の住所地が国外
- (18) ○ 役務の提供が行われた場所が国内
- (19) × 役務の提供が行われた場所が国外
- (20) ○ 役務の提供が行われた場所が国内
- (21) × 役務の提供が行われた場所が国外
- (22) ○ 貸付け等を行う者の事務所等の所在地が国内
- (23) × 貸付け等を行う者の事務所等の所在地が国外

【解答への道】

● 国内取引の判定のポイント

次に掲げる場所が「国内（日本）」である場合、国内取引に該当する。

(1) 資産の譲渡又は貸付け

- ① 原則 譲渡又は貸付け時における資産の所在場所
- ② 例外 登録機関等の所在地

(2) 役務の提供（電気通信利用役務の提供を除く。）

- ① 原則 役務の提供が行われた場所
- ② 例外 発送地等又は到着地等

(3) 電気通信利用役務の提供

電気通信利用役務の提供を受ける者の住所等

ただし、その住所等がないときは、国外で行われたものとする。

(4) 金銭の貸付け等

貸付け等を行う者の事務所等の所在地

問題3 国内取引の判定・その2

- (1)、(3)、(5)、(8)、(9)、(10)、(12)、(14)、(16)、(18)、(19)、(20)
×----- (2)、(4)、(6)、(7)、(11)、(13)、(15)、(17)

【解答への道】

- (1) 譲渡の時における資産の所在場所で判定するため、国内取引となる。
- (2) 海外で製造した製品を国内に搬入せず、直接海外の者に譲渡する行為は、譲渡の時における資産の所在場所で判定するため、国外取引となる。
- (3)(4) ノウハウ（特別の技術による生産方式）の譲渡又は貸付けは、譲渡又は貸付けを行う者の住所地で判定する。
- (5) 金銭債権の譲渡は、金銭債権に係る債権者の事務所等の所在地で判定する。
- (6) 採石権等の譲渡は、採石場の所在地で判定する。
- (7) 専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画、立案等に係る役務の提供で生産設備等の建設又は製造に関するものは、その建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所で判定する。したがって、本問では、資材の大部分が国外で調達されるため、国外取引に該当する。
- (8) 外国債の利子については、貸付け等を行う者（外国債を取得した者）の事務所等の所在地で判定する。
- (9) 役務の提供が行われた場所が国内であるため、国内取引となる。
- (10)(11) 貸付けの時における資産の所在場所で判定する。
- (12)～(15) 振替機関等が取扱う有価証券等の譲渡は、振替機関等の所在地で判定する。
- (16) 振替機関等が取扱う有価証券等以外の有価証券の譲渡であり、さらに券面が発行されている有価証券の譲渡に該当する。したがって、有価証券の所在場所が国内であるため、国内取引となる。
- (17) 振替機関等が取扱う有価証券等以外の有価証券の譲渡であり、さらに券面が発行されていない有価証券の譲渡に該当する。したがって、当該有価証券に係る法人の本店、主たる事務所等の所在地等が国外であるため、国外取引となる。
- (18) ゴルフ場の所在地で判定する。
- (19) 航空機（登録のあるもの）の譲渡は、航空機の登録機関の所在地で判定する。
- (20) 役務の提供が行われた場所が明らかでないものは、役務の提供を行う者の事務所等の所在地により国内取引の判定を行う。(令6②六)したがって、本問では、役務の提供を行う者が内国法人のコンサルタント会社であることから、国内取引に該当する。

<メ モ>

問題 4 国内取引の判定・電気通信利用役務の提供等

問 1

- (1) × 「役務の提供を受ける者の住所等」が国外
- (2) × 「役務の提供を受ける者の住所等」が国外
- (3) ○ 「役務の提供を受ける者の住所等」が国内
- (4) ○ 「役務の提供を受ける者の住所等」が国内
- (5) × 「役務の提供を行う者（国外の事業者）の事務所等の所在地」が国外

※ 本問では役務の提供が行われた場所が明らかでないものに該当するため、「役務の提供を行う者の事務所等の所在地」で判定を行う。

問 2

- (1) ○ 「役務の提供を受ける者の住所等」が国内
- (2) ○ 「役務の提供を受ける者の住所等」が国内

問 3

「インターネットを介して行う電子書籍の配信」又は「インターネットを介して行う英会話教室の配信」は、電気通信利用役務の提供に該当する。

- (1) × 「役務の提供を受ける者の住所等」が国外
- (2) ○ 「役務の提供を受ける者の住所等」が国内
- (3) × 「役務の提供を受ける者の住所等」が国外
- (4) ○ 「役務の提供を受ける者の住所等」が国内
- (5) × 「役務の提供を受ける者の住所等」が国外
- (6) ○ 「役務の提供を受ける者の住所等」が国内
- (7) × 「著作権等の貸付け等を行う者（国外の事業者）の住所地」が国外

※ 著作物に係る著作権の所有者が、著作物の複製、上映、放送等を行う事業者に対して、その著作物の著作権等の譲渡・貸付けを行う場合に、その著作物の受け渡しはインターネット等を介して行われたとしても、著作権等の譲渡・貸付けという他の資産の譲渡等に付随してインターネット等が利用されているものであるため、電気通信利用役務の提供に該当しない。

- (8) ○ 「役務の提供を受ける者の住所等」が国内

問 4

特定仕入れ（事業者向け電気通信利用役務の提供に限る。）に関する内外判定は、国外事業者が恒久的施設（国内支店など）で行うものと国内の事業者が国外事業所等で行うものについて注意が必要である。

- (1) ○ 「役務の提供を受ける者の住所等」が国外であるが、恒久的施設で行う特定仕入れ（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものに限る。）のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものは、国内で行われたものとする。
- (2) × 「役務の提供を受ける者の住所等」が国内であるが、国外事業所等で行う特定仕入れ（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものに限る。）のうち、国外において行う資産の譲渡等にのみ要するものは、国外で行われたものとする
- (3) × 本問における電気通信利用役務の提供は、事業者向け電気通信利用役務の提供以外の電気通信利用役務の提供に該当するため、「役務の提供を受ける者の住所等」で判定することとなる。

なお、本問の取引は事業者向け電気通信利用役務の提供に該当しないため、外国法人（B）の日本支店（恒久的施設）は考慮外となる。

問5

「電気通信利用役務の提供以外の」役務の提供についての国内取引の判定は、役務の提供が行われた場所が国内にあるかどうかにより国内取引の判定を行う。

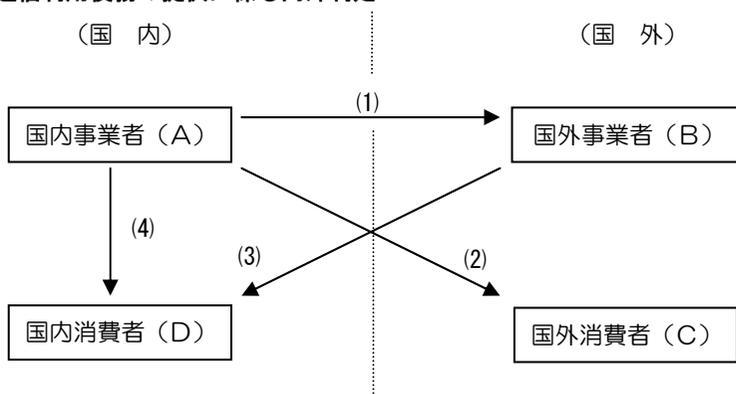
これは、特定役務の提供においても同様である。

- (1) ○
- (2) ×

【解答への道】

問1

【図 解】電気通信利用役務の提供に係る内外判定



(1)	国外取引：不課税
(2)	国外取引：不課税
(3)	国内取引：課税
(4)	国内取引：課税

問題5 課税の対象・その1

(3)、(4)、(6)、(8)、(9)、(10)、(12)、(21)、(23)、(25)、(26)、(27)、(28)

【解答への道】

(1)～(4)(6) 損害賠償金 (基通5-2-5)

・課税の対象とならないもの (=不課税取引)

…心身又は資産につき加えられた損害の発生に伴い受け取る損害賠償金

・対価性のあるもの

- ① 損害を受けた棚卸資産等が加害者に引き渡される場合で、その棚卸資産等がそのまま又は軽微な修理を加えることにより使用できるときの損害賠償金
- ② 無体財産権の侵害を受けたことにより受け取る損害賠償金
- ③ 不動産等の明渡し遅滞により受け取る損害賠償金

(5) 賃貸借契約の解除に伴い支払いを受ける金額は、逸失利益に対する損害賠償金に該当するため、課税の対象とならない。(基通5-5-2)

「賃貸料相当額」という言葉に惑わされないように注意する。

(7)(8) 立退料のうち、建物等の賃借人が契約等の解除に伴い賃貸人から收受するものは、課税の対象とならないが、建物等の賃借人たる地位を賃貸人以外の第3者に譲渡した場合の立退料は、課税の対象となる。(基通5-2-7)

(9) 交換も譲渡の一形態であり、課税の対象となる。(基通5-2-1(注))

(10) 取用に伴って收受する対価補償金は、資産の譲渡の対価に該当するため、課税の対象となる。(令2②、基通5-2-10)

(11) 取用に伴って收受する対価補償金以外の補償金は、資産の譲渡の対価に該当せず、課税の対象とはならない。(基通5-2-10)

(15) 無償による貸付けであるため、みなし譲渡の規定の適用はなく、課税の対象とはならない。(基通5-3-5)

(16)(17)(18) 事業者が自己の広告宣伝又は試験研究等のために商品等を消費又は使用した場合のその消費又は使用は、資産の譲渡に該当しない。(基通5-2-12)

(19) 前受金の收受は、預り金と同様、対価性がない。

(20) 敷金(契約終了時に返還するもの)は、対価性がないため、課税の対象とならない。

(22) 家事用資産の譲渡は「その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡」には含まれないため、課税の対象とはならない。(基通5-1-8)

(25)～(28) 特定仕入れ(事業として他の者から受けた事業者向け電気通信利用役務の提供)

事業者向け電気通信利用役務の提供を受けることは、特定仕入れに該当し、課税の対象となる。

<メ モ>

問題 6 総合問題・その1

I 課税標準額に対する消費税額の計算等

【課税標準額】

計 算 過 程 (単位：円)			
国内店舗売上 ファミリー レジ袋 土地3週間 車両簿価 売却益 低額譲渡 276,490,900 + 39,415,100 + 38,295 + 408,200 + (787,000 + 213,000) + 600,000※ (店舗) $+ 45,800,000 \times \frac{3}{3+7} = 331,692,495$			
$331,692,495 \times \frac{100}{110} = 301,538,631 \rightarrow 301,538,000 \text{ (千円未満切捨)}$			
時価	対価	金額	301,538,000円
※ 600,000 × 50% = 300,000 > 250,000			

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金額
$301,538,000 \times 7.8\% = 23,519,964$	23,519,964円

【控除過大調整税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金額
取立益 $424,000 \times \frac{7.8}{110} = 30,065$	30,065円

Ⅱ 仕入れに係る消費税額の計算等

【課税売上割合】

計 算 過 程		(単位：円)				
(1) 課税						
課税切捨前	輸出売上	保管料				
①	$301,538,631 + 118,245,400 + 259,200 = 420,043,231$					
課税売返	免税売返					
②	$2,254,200 \times \frac{100}{110} + 1,705,400 = 3,754,672$					
③	$① - ② = 416,288,559 \leq 500,000,000$					
(2) 非課税						
預金利息	社宅使用料	対価補償金 (敷地)				
株式						
	$62,100 + 2,457,000 + 4,200,000 + 45,800,000 \times \frac{7}{3+7} + 2,500,000 \times 5\% = 38,904,100$					
(3)	$\frac{(1)}{(1) + (2)} = \frac{416,288,559}{455,192,659} = 0.9145 \dots < 95\%$	割 合				
	\therefore 按分必要	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px;"></td> <td style="text-align: center;">416,288,559円</td> </tr> <tr> <td style="width: 50px;"></td> <td style="text-align: center;">455,192,659円</td> </tr> </table>		416,288,559円		455,192,659円
	416,288,559円					
	455,192,659円					

【控除対象仕入税額】

計 算 過 程		(単位：円)
〔課税仕入れ等の税額の合計額の計算〕		
(1) 課税仕入れ等の区分		
① 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの		
イ 課税仕入れ		
商品仕入高	レジ袋	装花
倉庫	会場賃料	荷造運賃
国内商品広告		
	$21,413,963 + 3,176 + 2,000 + 48,000 + 23,090 + 265,209 + 5,330$	
車両		
	$+ 215,727 = 21,976,495$	
	$21,976,495 \times 78\% = 17,141,666$	
ロ 課税貨物		
輸入消費税		
	$2,917,200$	
ハ 仕入返還等		
仕入値引		
	$215,727 \times 78\% = 168,267$	
② その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの		
社宅仲介料	株式売却手数料	
	$29,545 + 227 = 29,772$	
	$29,772 \times 78\% = 23,222$	

③ 共通して要するもの

イ 7.8%

健康診断 国内旅費 旅費交通費 交際費 軽減対象 通信費 本社家賃
 25,527+73,200+240,963+(278,285-4,344)+112,881+240,000

リスティング 御神酒 その他販管 手数料
 +131,900 +1,363 +216,272 +68,436=1,384,483

ロ 6.24%

4,344

ハ イ+ロ=1,388,827

1,388,827×78%=1,083,285

④ 合計

イ 課税仕入れ

(イ) 7.8%

21,976,495+29,772+1,384,483=23,390,750

(ロ) 6.24%

4,344

(ハ) (イ)+(ロ)=23,395,094

23,395,094×78%=18,248,173

ロ 課税貨物 2,917,200

ハ 仕入返還等 168,267

(2) 個別対応方式

$$(17,141,666+2,917,200-168,267) + 1,083,285 \times \frac{416,288,559}{455,192,659} = 20,881,298$$

(3) 一括比例配分方式

$$(18,248,173+2,917,200) \times \frac{416,288,559}{455,192,659} - 168,267 \times \frac{416,288,559}{455,192,659} = 19,202,540$$

(4) 判定

(2) > (3) ∴ 20,881,298

金額	20,881,298円
----	-------------

Ⅲ 売上げの返還等対価に係る税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	159,843円
国内店舗売返 $2,254,200 \times \frac{7.8}{110} = 159,843$		

Ⅳ 貸倒れに係る税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	68,923円
$972,000 \times \frac{7.8}{110} = 68,923$		

Ⅴ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	2,439,900円
$(23,519,964 + 30,065) - (20,881,298 + 159,843 + 68,923) = 2,439,965 \rightarrow 2,439,900$ (百円未満切捨)		

Ⅵ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	1,141,100円
$2,439,900 - 1,298,800 = 1,141,100$		

【解答への道】

1 本問のポイント

本問は、積上げ計算を含む計算パターン、取引分類及び課税仕入れ等の区分の基本的な考え方の確認を中心とした問題となっている。間違えたところを確実に押さえてほしい。

特に確認してほしいポイントは、次のとおりである。

- (1) 積上げ計算による仕入税額及び仕入返還等の税額の計算
- (2) 課税標準額（土地の賃貸料、損害賠償金、低額譲渡、一括譲渡）などの取扱い
- (3) 非課税取引（社宅の貸付け、一括譲渡、有価証券の譲渡）の取扱い
- (4) 課税仕入れ等の区分
- (5) 仕入返還等を含めた個別対応方式及び一括比例配分方式の計算パターン

2 積上げ計算

適格請求書に記載された消費税額等（地方消費税を含んだ消費税の額）を元に国税相当額を算出することに注意する。

標準税率と軽減税率とに区分して税額計算をすることについては、インボイス制度導入前と変更はない。しかし、適用税率の違いがあっても、消費税等のうち、国税と地方税の比率は78：22であることに変わりはないため、消費税額等の合計額に78%を乗じて国税相当額を算出する。

3 課税標準額

- (1) ファミリーセールによる売上高

3割引で販売しているが、販売の際の値引きは売上返還等には該当せず、収受した金額が対価の額となる。

- (2) 土地の貸付け（法6、別表第二・一、令8、基通6-1-4）

土地の貸付けは非課税取引に規定されているが、契約による貸付期間が1月未満の場合については課税取引となる。

したがって、本問における内国法人C社に対する3週間の土地の貸付けは課税取引となる。

- (3) 車両の買換え

過去の本試験において取引の仕訳を資料として与える出題もあったため、仕訳から読み取れるようにしてほしい。本問においては、以下の2つの仕訳に分けて考えるとよい。

- ① 車両の取得

（借方）車両運搬具 2,373,000 / （貸方）現金 2,373,000

- ② 車両の売却

（借方）現金 1,000,000 / （貸方）車両運搬具 787,000
（貸方）固定資産売却益 213,000

(4) 低額譲渡（法28①、基通10-1-2）

自社役員に譲渡した場合において、次の要件に該当する場合には、「低額譲渡」となる。

- ① 棚卸資産以外の資産の場合 … 譲渡時の価額×50%>譲渡金額
- ② 棚卸資産の場合

{	通常の販売価額×50%>譲渡金額
	又は 仕入価額>譲渡金額

したがって、本問の役員に対する車両の譲渡は、低額譲渡に該当するため、600,000円が対価の額とみなされることとなる。

(5) 一括譲渡（令45③）

店舗及びその敷地の譲渡については、譲渡対価の額が建物の譲渡対価の額と土地の譲渡対価の額に合理的に区分されていないため、時価の比をもって課税売上高と非課税売上高を算定する。

4 課税売上割合

(1) 免税売上高

- ① 内国法人D社に対する内国貨物の保管（令17②四）

指定保税地域等において行われる内国貨物に係る役務の提供であり、輸出取引等に該当する。

- ② 外国法人B社への商標権の貸付け（令6①五）

商標権の貸付けの場合の内外判定は、原則「登録機関の所在地」で判定をする。

本問の場合には「国外で登録」されている商標権に係るものであるため、国外取引となる。

- ③ 輸出免税売上高に係る返還等

輸出免税売上高に係る対価の返還等（1,705,400円）については、消費税が含まれていないため「売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の控除」の処理はないが、課税売上割合の計算上、課税資産の譲渡等の対価の額の合計額からマイナスすることを忘れないようにすること。

(2) 非課税売上高

対価補償金等（基通5-2-10）

資産の譲渡等となる補償金とは、いわゆる対価補償金のみを指すのであるから、収益補償金、移転補償金、経費補償金等は資産の譲渡等の対価に含まれない。

したがって、本問における対価補償金は、土地の譲渡対価に該当するため非課税売上げとなる。

5 課税仕入れ等の区分

(1) 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの

- ① 装花の購入費用

商品販売の得意先に係るものであるため、A対応に区分する。

② 指定保税地域内における倉庫の賃借料

保税地域内における資産の賃貸借の免税取引は、「貨物」に限られる。

保税地域内において倉庫を賃貸借したとしても免税取引には該当せず、課税取引として取扱うこととなる。したがって、甲社においては、課税仕入れに該当し、商品の保管に係るものであるため、A対応に区分する。

(2) その他の資産の譲渡等にのみ要するもの

① 社宅の貸付けに係る課税仕入れ

本間においては、従業員に対する社宅の貸付け（非課税売上げ）を行っているため、社宅に係る賃貸借契約の仲介手数料は、非課税売上げに係る課税仕入れとしてB対応に区分する。

② 株式の売却手数料

株式の売却（非課税売上げ）に係るものであるため、B対応に区分する。

(3) 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

① 旅館を変更したことに伴う違約金及び取消手数料（基通5-5-2）

宿泊先の変更に伴い支払った違約金（126,000円）は資産の譲渡等の対価に該当しないため、不課税取引に該当する。

ただし、解約手数料等を対価とする役務の提供のように、資産の譲渡等に係る契約等の解約又は取消し等の請求に応じ対価を得て行われる役務の提供は、資産の譲渡等に該当する。

② 出張旅費、宿泊費

《請求書等の交付を受けることが困難な課税仕入れ》に規定する「その旅行に必要な支出に充てるために事業者がその使用人等又はその退職者等に対して支給する金品」とは、例えば、事業者が、使用人等又は退職者等が次に掲げる旅行をした場合に、使用人等又は退職者等に出張旅費、宿泊費、日当等として支給する金品（その旅行について通常必要であると認められる部分に係るものに限る。）が該当する。

イ 使用人等が勤務する場所を離れてその職務を遂行するために行う旅行

ロ 使用人等の転任に伴う転居のために行う旅行

ハ 退職者等のその就職又は退職に伴う転居のために行う旅行

(注)「通常必要であると認められる部分」の範囲は、所基通9-3《非課税とされる旅費の範囲》の例により判定する。

出張旅費、宿泊費	課税仕入れに該当する	国内出張
日当等	課税仕入れに該当しない	海外出張

③ 寄附金

イ 車椅子は身体障害者用物品であるから、その購入は課税仕入れに該当しない。

ロ 奉納金は現金による寄附であり、課税仕入れに該当しない。

ハ 御神酒の購入は課税仕入れに該当する。

理論マスター

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

テーマ1-1、1-2、3-3、5-2、5-3

1. 国内取引

重要度◎

(1) 課税の対象 (法4①)

国内において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）及び特定仕入れ（事業として他の者から受けた特定資産の譲渡等をいう。）には、消費税を課する。

(2) 資産の譲渡等 (法2①八、令2①～③)

① 定義

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として一定のものを含む。）をいう。

② 範囲

イ 資産の譲渡等に類する行為

(イ) 負担付き贈与による資産の譲渡

(ロ) 金銭以外の資産の出資

(ハ) 特定受益証券発行信託、一定の法人課税信託の委託者が金銭以外の資産の信託をした場合の資産の移転等

(ニ) 貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継（包括承継を除く。）

(ホ) 不特定多数の者の受信目的である無線通信の送信で、法律による契約に基づき受信料を徴収して行われるもの

ロ 土地収用法等

土地収用法等に基づいて所有権等を収用され、権利取得者から補償金を取得した場合には、対価を得て資産の譲渡を行ったものとする。

ハ 付随行為

資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供を含むものとする。

(3) みなし譲渡 (法4⑤)

次の行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。

① 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の事業用資産を家事のために消費又は使用した場合におけるその消費又は使用

② 法人が資産をその役員に対して贈与した場合におけるその贈与

(4) 国内取引の判定（法4③④、令6③）

① 資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）

次の場所が国内にあるかどうかにより行う。

イ 資産の譲渡又は貸付け

譲渡又は貸付けが行われる時におけるその資産の所在場所（船舶、特許権等については、一定の場所）

ロ 役務の提供（ハを除く。）

役務の提供が行われた場所（国際運輸、国際通信等については、一定の場所）

ハ 電気通信利用役務の提供

役務の提供を受ける者の住所等

ただし、その住所等がないときは、国外で行われたものとする。

ニ 金銭の貸付け等

貸付け等を行う者の事務所等の所在地

② 特定仕入れ

特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、①ロ又はハの場所が国内にあるかどうかにより行う。

ただし、一定の場合は、この限りでない。

2. 輸入取引

重要度○

(1) 課税の対象（法4②）

保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

(2) みなし引取り（法4⑥）

保税地域において外国貨物が消費又は使用された場合には、その消費又は使用した者がその消費又は使用の時にその外国貨物を保税地域から引き取るものとみなす。

ただし、その外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費又は使用された場合等は、この限りでない。

1-2 国内取引の判定

[ランクB]

1. 資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）（法4③、令6①～③）

重要度◎

(1) 資産の譲渡又は貸付け（法4③一、令6①）

国内取引の判定は、譲渡又は貸付けが行われる時におけるその資産の所在場所（次の資産は、それぞれの場所）が国内にあるかどうかにより行う。

- ① 船舶、航空機
 - イ 登録のあるもの
登録機関の所在地（注1）
（注1）2以上の国で登録している船舶は、いずれかの機関の所在地とし、その他一定の場合にはその譲渡又は貸付けを行う者の住所地
 - ロ 登録のないもの
譲渡又は貸付けを行う者の事務所等の所在地
- ② 鉱業権、租鉱権、採石権等、樹木採取権
鉱区、租鉱区、採石場、樹木採取区の所在地
- ③ 特許権、実用新案権、商標権等（これらの権利の利用権を含む。）
登録機関の所在地（注2）
（注2）2以上の国で登録している場合には、権利の譲渡又は貸付けを行う者の住所地
- ④ 公共施設等運営権
公共施設等の所在地
- ⑤ 著作権等
譲渡又は貸付けを行う者の住所地
- ⑥ 営業権、漁業権、入漁権等
権利に係る事業を行う者の住所地
- ⑦ 次の資産
 - イ 有価証券（ハ、ヘを除く。）…有価証券の所在場所
 - ロ 登録国債…登録機関の所在地
 - ハ 振替機関等が取り扱う一定の有価証券等又は持分（ロ、ヘを除く。）
…振替機関等の所在地（重複上場有価証券等にあつては一定の場所）
 - ニ 一定の有価証券又は持分（ロ、ハを除く。）
…有価証券又は持分に係る法人の本店、主たる事務所の所在地等
 - ホ 金銭債権…金銭債権に係る債権者の事務所等の所在地
 - ヘ ゴルフ場利用株式等…ゴルフ場等の所在地
- ⑧ ①～⑦以外で所在場所が明らかでないもの
譲渡又は貸付けを行う者の事務所等の所在地

(2) 役務の提供（(3)を除く。）（法4③二、令6②）

国内取引の判定は、役務の提供が行われた場所（次の役務の提供は、それぞれの場所）が国内にあるかどうかにより行う。

- ① 国内及び国外にわたって行われる旅客、貨物の輸送
出発地、発送地又は到着地
- ② 国内及び国外にわたって行われる通信
発信地又は受信地
- ③ 国内及び国外にわたって行われる郵便、信書便
差出地又は配達地
- ④ 保 険
保険事業を営む者の保険契約に係る事務所等の所在地
- ⑤ 専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画、立案等に係る
役務の提供で生産設備等の建設又は製造に関するもの
生産設備等の建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所
- ⑥ ①～⑤以外で役務の提供が行われた場所が明らかでないもの
役務の提供を行う者の事務所等の所在地

(3) 電気通信利用役務の提供（法4③三）

国内取引の判定は、役務の提供を受ける者の住所等が国内にあるかどうかにより行う。

ただし、その住所等がないときは、国外で行われたものとする。

(4) 金銭の貸付け等（令6③）

国内取引の判定は、貸付け等を行う者の事務所等の所在地が国内にあるかどうかにより行う。

2. 特定仕入れ（法4④）

重要度◎

国内取引の判定は、特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、1(2)又は(3)の場所が国内にあるかどうかにより行う。

ただし、次の場合は、この限りでない。

イ 国外事業者が恒久的施設で行う特定仕入れ（注）のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものは、国内で行われたものとする。

（注）事業者向け電気通信利用役務の提供に限る。

ロ 事業者（国外事業者を除く。）が国外事業所等で行う特定仕入れ（注）のうち、国外において行う資産の譲渡等にものみ要するものは、国外で行われたものとする。

3-3

課税仕入れに係る消費税額の計算

[ランクB]

1. 請求書等積上げ計算 (令46①、49①④)

重要度◎

課税仕入れに係る消費税額とは、次の区分に応じそれぞれの金額の合計額に100分の78を乗じて算出した金額とする。

- (1) 適格請求書の交付を受けた課税仕入れ
適格請求書に記載されている消費税額等のうちその課税仕入れに係る部分の金額
- (2) 適格簡易請求書の交付を受けた課税仕入れ
適格簡易請求書に記載されている消費税額等(注1)のうちその課税仕入れに係る部分の金額
(注1) 消費税額等の記載がないときは、一定の方法により算出した金額
- (3) 電磁的記録の提供を受けた課税仕入れ
電磁的記録に記載されている消費税額等のうちその課税仕入れに係る部分の金額
- (4) 課税仕入れにつき作成する一定の仕入明細書等(その課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。)又はその仕入明細書等に係る電磁的記録を作成した課税仕入れ
仕入明細書等に記載され、又は電磁的記録に記載されている消費税額等(課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(注2)を乗じて算出した金額)のうちその課税仕入れに係る部分の金額
(注2) 軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、108分の8
- (5) 課税仕入れにつき、媒介等に係る業務を行う者から交付を受ける請求書、納品書等で一定の事項が記載されているものの交付、又はその書類に係る電磁的記録の提供を受けた課税仕入れ
書類に記載され、又は電磁的記録に記載されている消費税額等のうちその課税仕入れに係る部分の金額
- (6) 請求書等の交付を受けることが困難な課税仕入れとして一定のもの
課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(注2)を乗じて算出した金額

2. 帳簿積上げ計算 (令46②)

重要度◎

事業者が、その課税期間に係る課税仕入れについて、その課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(注2)を乗じて算出した金額を帳簿に記載している場合には、1にかかわらず、その金額を合計した金額に100分の78を乗じて算出した金額を、課税仕入れに係る消費税額とすることができる。

3. 総額割戻し計算 (令46③)

重要度◎

その課税期間に係る税率の異なるごとに区分した課税標準額に対する消費税額の計算につき、積上げ計算の特例の適用を受けない事業者は、1にかかわらず、2の適用を受ける場合を除き、その課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に、課税資産の譲渡等(軽減対象課税資産の譲渡等を除く。)に係る部分については110分の7.8を、軽減対象課税資産の譲渡等に係る部分については108分の6.24をそれぞれ乗じて算出した金額の合計額を、課税仕入れに係る消費税額とすることができる。

4. 留意点 (令46①③)

重要度○

- (1) 上記の「課税仕入れ」からは、「特定課税仕入れ」を除く。
- (2) 上記の「課税資産の譲渡等」からは、「特定資産の譲渡等」を除く。

5-2

適格請求書発行事業者の登録等

[ランクB]

1. 適格請求書発行事業者の登録等

重要度◎

(1) 内容 (法57の2①)

国内において課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く。）を行い、又は行おうとする事業者であって、適格請求書の交付をしようとする事業者（免税事業者を除く。）は、税務署長の登録を受けることができる。

(2) 手続 (法57の2②、令70の2、70の4)

① (1)の登録を受けようとする事業者は、適格請求書発行事業者の登録申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

この場合において、免税事業者が、課税事業者となる課税期間の初日から登録を受けようとするときは、課税事業者となる課税期間の初日から起算して15日前の日までにその申請書を税務署長に提出しなければならない。

② ①の日までに登録申請書を提出した事業者について、その課税事業者となる課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなす。

③ 登録を受けようとする事業者が、事業を開始した日の属する課税期間その他の一定の課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書をその課税期間の末日までに提出した場合において、その登録がされたときは、その課税期間の初日から登録を受けたものとみなす。

(3) 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書 (法57の2③)

適格請求書発行事業者登録簿の登載事項に変更があったときは、その旨を記載した届出書を、速やかに、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(4) 登録の失効 (法57の2⑩、令70の5③)

次のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれの日に、適格請求書発行事業者の登録は、その効力を失う。

① 適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合

提出日の属する課税期間の末日の翌日（その提出が、提出日の属する課税期間の翌課税期間の初日から起算して15日前の日の翌日からその課税期間の末日までの間にされた場合には、その課税期間の翌課税期間の末日の翌日）

② 事業を廃止した場合（事業廃止届出書を提出した場合に限る。）

事業を廃止した日の翌日

- ③ 合併により消滅した場合（合併による法人の消滅届出書を提出した場合に限る。）

合併により消滅した日

2. 適格請求書発行事業者が死亡した場合の手続等

重要度○

(1) 内 容（法57の3①）

適格請求書発行事業者が死亡した場合には、個人事業者が死亡した場合の届出の規定にかかわらず、その相続人は、適格請求書発行事業者の死亡届出書を、速やかに、その適格請求書発行事業者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(2) 登録の失効（法57の3②）

適格請求書発行事業者が死亡した場合におけるその登録は、(3)の適用を受ける場合を除き、(1)の届出書が提出された日の翌日又は死亡した日の翌日から4月を経過した日のいずれか早い日に、その効力を失う。

(3) みなし登録（法57の3③、令70の6）

① 相続により適格請求書発行事業者の事業を承継した相続人（適格請求書発行事業者を除く。）のみなし登録期間(注)については、その相続人を適格請求書発行事業者とみなして、消費税法の規定を適用する。

この場合において、みなし登録期間中は、その適格請求書発行事業者に係る登録番号をその相続人の登録番号とみなす。

(注) その相続のあった日の翌日から、その相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日又はその相続に係る適格請求書発行事業者が死亡した日の翌日から4月を経過する日のいずれか早い日までの期間をいう。

② ①の適用を受けようとする相続人は、(1)の届出書に、相続により適格請求書発行事業者の事業を承継した旨を記載しなければならない。

③ ①の適用を受けている相続人が、みなし登録期間中に適格請求書発行事業者の登録申請書をその納税地の所轄税務署長に提出した場合において、みなし登録期間の末日までに登録又は登録の拒否の処分に係る通知がないときは、同日の翌日からその通知が到達するまでの期間をみなし登録期間とみなして、①を適用する。

(4) みなし登録の失効（法57の3④）

(3)の適用を受けた相続人の被相続人に係る適格請求書発行事業者の登録は、みなし登録期間の末日の翌日以後は、その効力を失う。

3. 税務署長側の手続

重要度△

(1) 登録の義務（法57の2③）

税務署長は、登録申請書の提出を受けた場合には、遅滞なく、これを審査し、登録を拒否する場合を除き、登録をしなければならない。

(2) 登載事項の公表（法57の2④）

適格請求書発行事業者の登録は、適格請求書発行事業者登録簿に氏名又は名称、登録番号その他の一定の事項を登載してするものとする。

この場合において、税務署長は、適格請求書発行事業者登録簿の登載事項を速やかに公表しなければならない。

(3) 登録の拒否（法57の2⑤）

税務署長は、1(1)の登録を受けようとする事業者が、次の①又は②の事実該当すると認めるときは、登録を拒否することができる。

① 特定国外事業者以外の事業者である場合

イ 納税管理人を定めなければならない事業者が納税管理人の届出をしていないこと

ロ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること

② 特定国外事業者（国内において行う資産の譲渡等に係る事務所等を国内に有しない国外事業者をいう。）である場合

イ 消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人がないこと

ロ 納税管理人の届出をしていないこと

ハ 現に国税の滞納があり、かつ、その徴収が著しく困難であること

ニ (イ)又は(ロ)に該当したことにより登録を取り消され、その取消の日から1年を経過しない者であること

(イ) 消費税につき期限内申告書の提出がなかった場合において、その提出がなかったことについて正当な理由がないと認められること

(ロ) 現に国税の滞納があり、かつ、その徴収が著しく困難であること

ホ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること

(4) 登録の取消し（法57の2⑥）

税務署長は、適格請求書発行事業者が次の①又は②の事実に関し該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

① 特定国外事業者以外の適格請求書発行事業者

- イ 1年以上所在不明であること
- ロ 事業を廃止したと認められること
- ハ 合併により消滅したと認められること
- ニ 納税管理人を定めなければならない適格請求書発行事業者が納税管理人の届出をしていないこと
- ホ 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと
- ヘ (3)①の事実に関する事項について、虚偽の記載をして登録申請書を提出し、登録を受けた者であること

② 特定国外事業者である適格請求書発行事業者

- イ 事業を廃止したと認められること
- ロ 合併により消滅したと認められること
- ハ 確定申告書の提出期限までに、その申告書に係る税務代理権限証書が提出されていないこと
- ニ 納税管理人を定めなければならない適格請求書発行事業者が納税管理人の届出をしていないこと
- ホ 消費税につき期限内申告書の提出がなかった場合において、その提出がなかったことについて正当な理由がないと認められること
- ヘ 現に国税の滞納があり、かつ、その徴収が著しく困難であること
- ト 消費税法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと
- チ (3)②の事実に関する事項について、虚偽の記載をして登録申請書を提出し、登録を受けた者であること

(5) 通知（法57の2⑦）

税務署長は、登録又は拒否、取消しの処分をするときは、事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

(6) 登載事項の変更及び公表（法57の2⑨）

税務署長は、1(3)の届出書の提出を受けた場合には、遅滞なく、その届出事項を適格請求書発行事業者登録簿に登載して、変更の登録をするものとする。

この場合において、税務署長は、その変更後の適格請求書発行事業者登録簿の登載事項を速やかに公表しなければならない。

テーマ5 雑則、その他

(7) 登録の抹消等 (法57の2⑩、法57の3⑤)

税務署長は、登録の取消しを行ったとき、又は登録がその効力を失ったときは、その登録を抹消しなければならない。

この場合において、税務署長は、その登録が取り消された又はその効力を失った旨及びその年月日を速やかに公表しなければならない。

4. 一定の課税期間 (規26の4)

重要度○

- (1) 事業者 (みなし登録の適用を受ける事業者を除く。) が国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間
- (2) 吸収合併により適格請求書発行事業者の登録を受けていた被合併法人の事業を承継した場合におけるその吸収合併があった日の属する課税期間
- (3) 吸収分割により適格請求書発行事業者の登録を受けていた分割法人の事業を承継した場合におけるその吸収分割があった日の属する課税期間

(MEMO)

5-3

適格請求書発行事業者の義務等

〔ランクB〕

1. 適格請求書発行事業者の義務

重要度◎

(1) 適格請求書の交付義務（法57の4①）

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等（消費税が免除されるものを除く。）を行った場合（みなし譲渡、工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例その他一定の場合を除く。）において、その課税資産の譲渡等を受ける他の事業者（免税事業者を除く。以下同じ。）から適格請求書（次の事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいう。）の交付を求められたときは、その課税資産の譲渡等に係る適格請求書を交付しなければならない。

ただし、その事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な課税資産の譲渡等として一定のものを行う場合は、この限りでない。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行ったものにつきまとめてその書類を作成する場合には、その一定の期間）
- ③ 課税資産の譲渡等の内容（注1）
- ④ 課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（注2）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

（注1）軽減対象課税資産の譲渡等である場合にはその旨を含む。

（注2）課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び地方消費税額に相当する額の合計額として税率の異なるごとに区分して合計した金額ごとに一定の方法により計算した金額

(2) 適格簡易請求書（法57の4②）

(1)の適用を受ける場合において、その適格請求書発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等が小売業その他の一定の事業に係るものであるときは、適格請求書に代えて、適格簡易請求書（次の事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいう。）を交付することができる。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等の内容（注1）

- ④ 課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額
 - ⑤ 消費税額等（注2）又は適用税率
- (3) 適格返還請求書（法57の4③、令70の9③）

売上げに係る対価の返還等を行う適格請求書発行事業者は、その返還等を受ける他の事業者に対して、適格返還請求書（次の事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいう。）を交付しなければならない。

ただし、その事業の性質上、適格返還請求書を交付することが困難な課税資産の譲渡等を行う場合、その売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合その他の一定の場合は、この限りでない。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
 - ② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその返還等に係る課税資産の譲渡等を行った年月日
 - ③ 売上げに係る対価の返還等の内容（注1）
 - ④ 売上げに係る対価の返還等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額
 - ⑤ 消費税額等（注2）又は適用税率
- (4) 誤りがあった場合（法57の4④）

適格請求書等を交付した適格請求書発行事業者は、記載事項に誤りがあった場合には、これらの書類を交付した他の事業者に対して、修正した適格請求書等を交付しなければならない。

- (5) 電磁的記録（法57の4⑤）

適格請求書発行事業者は、適格請求書等の交付に代えて、これらの書類に係る電磁的記録を提供することができる。

この場合において、その提供した事項に誤りがあった場合には、(4)を準用する。

- (6) 保存の義務（法57の4⑥）

適格請求書等を交付し、又はこれらの書類に係る電磁的記録を提供した適格請求書発行事業者は、これらの書類の写し又はその電磁的記録を保存しなければならない。

2. 適格請求書に記載すべき消費税額等の計算 (令70の10)

重要度◎

適格請求書に記載すべき消費税額等の計算方法は、(1)又は(2)のいずれかの方法とする。

この場合において、その方法により算出した金額に円未満の端数が生じたときは、その端数を処理するものとする。

- (1) 課税資産の譲渡等に係る税抜価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に100分の10（軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、100分の8）を乗じて算出する方法
- (2) 課税資産の譲渡等に係る税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に110分の10（軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、108分の8）を乗じて算出する方法

3. 適格簡易請求書の交付が認められる事業の範囲 (令70の11)

重要度○

適格簡易請求書の交付が認められる事業は、次の事業とする。

- (1) 小売業、飲食店業、写真業及び旅行業
- (2) 道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業（一定のものを除く。）
- (3) 駐車場業（不特定多数の者に駐車のための場所を提供するものに限る。）
- (4) (1)から(3)に準ずる事業で不特定多数の者に資産の譲渡等を行うもの

4. 交付した適格請求書の写し等の保存 (令70の13)

重要度○

(1) 適格請求書等を交付した適格請求書発行事業者は、その適格請求書等の写し（電磁的記録を提供した場合にあっては、その電磁的記録）を整理し、その交付日（電磁的記録を提供した場合にあっては、その提供日）の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又は事務所等の所在地に保存しなければならない。

(2) その課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から5年を経過した日以後の期間における保存は、財務大臣の定める方法によることができる。

5. 適格請求書類等類似書類等の交付の禁止 (法57の5)

重要度○

適格請求書発行事業者以外の者は(1)及び(3)を、適格請求書発行事業者は(2)及び(3)を、それぞれ他の者に対して交付し、又は提供してはならない。

- (1) 適格請求書発行事業者が作成した適格請求書又は適格簡易請求書であると誤認されるおそれのある表示をした書類
- (2) 偽りの記載をした適格請求書又は適格簡易請求書
- (3) (1)又は(2)に係る電磁的記録

6. 留意点 (法5①)

重要度○

上記の「課税資産の譲渡等」からは、「特定資産の譲渡等」を除く。

